

## デジタル・AIワーキング・グループ（第7回）

### 議事録

1. 日 時：令和8年2月13日（金）14:30～17:01

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）中室牧子座長、杉本純子座長代理、落合孝文委員、  
住田智子専門委員、田中良弘専門委員、戸田文雄専門委員、  
村上文洋専門委員、片桐直人専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 福田誠次長、大平利幸参事官

（関係者）宇田川一郎 イオンバイク株式会社

人事総務部総務管理グループ マネジャー

時久良文 株式会社あさひ執行役員兼商品部長

松本健太 株式会社あさひ販売支援部長

伊藤亮太 DAIWA CYCLE 株式会社取締役営業本部長

伊藤雅佳 八王子市道路交通部交通事業課長

東田和浩 日本自転車軽自動車商協同組合連合会理事長

水上貴央 日本自転車軽自動車商協同組合連合会顧問弁護士

菅野剛 一般社団法人自転車協会事務局長

竹田賢簾 一般社団法人自転車協会業務部次長

山田直之 一般社団法人自転車協会業務部次長

中野智哉 株式会社 i-plug 代表取締役CEO

野田祐介 株式会社 i-plug 法務部チーフマネージャー

高橋棕一 株式会社 Algomatic Works 執行役員COO

平田充 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部副本部長

佐藤正尚 警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長

古舘哲生 厚生労働省大臣官房審議官（職業安定、労働市場政策担当）

高島洋平 厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

4. 議 題：

（1）自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化について

（2）AI等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化に

ついて

○大平参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第7回デジタル・AIワーキング・グループを開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局から、会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日は、オンライン会議となりますので、会議資料は画面に共有いたしますが、お手元にも御準備いただければと思います。会議中はカメラをオンにいただき、発言者の声ははっきり聞き取れるよう、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただき、御発言をされる際にはミュートを解除していただき、御発言後は再びミュートに戻していただきますよう、御協力をお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況について報告いたします。落合委員が途中から御参加されるほか、川邊委員、林委員、村上将一専門委員が御欠席との御連絡を承っております。

以後の議事進行は、座長をお願いしたいと思います。

中室座長、よろしくをお願いいたします。

○中室座長

どうもありがとうございます。

座長の中室でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題1、自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化について。

防犯登録は、自転車の盗難対策や放置自転車対策などに活用されております。一般的に、自転車を購入した際に自転車販売店において新規登録手続が行われており、その登録手続は紙媒体の登録票が活用されています。こうしたアナログな対応が販売店において負担が発生していることや、速やかな防犯登録情報の活用が課題が生じていること、また、防犯登録は地域ごとに運用が異なるいわゆるローカルルールになっているとして、事業者等から改善の要望を頂いております。本日は、その見直し等について御議論いただければと思います。

この議題に関しましては、イオンバイク株式会社、株式会社あさひ、DAIWA CYCLE株式会社、八王子市、日本自転車軽自動車商協同組合連合会、自転車協会、警察庁に御出席をいただいております。

初めに、本日の議題に関する御要望をお伺いしたいと思います。イオンバイク株式会社様、株式会社あさひ様、八王子市様から事前に御提出いただいた資料を基に、御意見等を頂戴したいと思います。

それでは、初めにイオンバイク株式会社様から7分程度で御説明をお願いいたします。  
○イオンバイク株式会社（宇田川マネジャー）

よろしくをお願いいたします。

資料を共有いたします。

私は、イオンバイク株式会社の宇田川と申します。本日は、自転車防犯登録制度の現状と改善に向けた要望事項について御説明いたします。

まず、弊社の概要について簡単に御説明いたします。弊社は、2012年設立。現在、本州、四国地域にて257店舗を運営しているイオングループにおける自転車販売の中核企業でございます。

本日は、自転車防犯登録制度について、大きく2つの要望をお伝えいたします。

一つ目は、防犯登録手続のデジタル化の推進です。現在、紙の登録票の記入と保管を前提とした仕組みで、指定団体によるデータ化や店舗での文書保管、また、購入者からの照会に多くの時間と手間が掛かっています。登録をデジタル化することでこれらのコストを削減し、同時に検索性が高まることで利用者や各関係機関でのメリットが期待されます。

二つ目は、各地域でバラバラになっているローカルルール統一です。現在は、各県ごとの指定団体ごとに、事務処理、抹消手続、保管ルールなどが異なり、利用者にも登録店にも分かりにくい制度になっています。これらを全国で統一し、シンプルで分かりやすい仕組みにすることを要望したいと思います。

まず、自転車市場の概況を御説明いたします。かつては町の個人店が中心だった自転車販売店は、数が減少を続けており、私どものようなチェーン展開の量販店が販売の主流です。防犯登録の件数は、年間でおよそ500万件にも上ると推定されており、非常に多くの国民が関わる身近な手続です。ところが、その運用は依然として紙ベース、かつ地域ごとにバラバラなのが現状です。

次に、登録フローとその課題を説明いたします。こちらが、現在の防犯登録の流れです。お客様は販売店で紙の登録票に手書きで記入し、販売店は登録票の原本を指定団体へ郵送します。指定団体は、紙の内容をデータ化し、各警察に納品する流れです。主な課題は、手続のほぼ全てが紙ベースであること、指定団体ごとに運用ルールが異なることです。指定団体は全国で52団体あり、これらが多店舗を運営する多くの企業では、非効率な作業を生んで、利用者からの照会などに混乱を招いています。

こちらは、実際の登録証や登録票の例です。ご覧のとおり、用紙のサイズ、記入フォームなどが県によってまちまちです。このようなばらつきが業務標準化の阻害要因になっています。

次に、ローカルルールの具体的な内容です。現在、指定団体ごとに変更や抹消の手続方法、資材の購入方法、登録店控への保管期限と処理方法、料金水準などがバラバラです。例えば、変更や抹消に関しては、本人確認の上、指定団体に届け出る仕組みもあれ

ば、警察で手続を行うところ、そもそも抹消を不要とするところもあります。また、控えの保管期限も様々で、廃棄方法にも違いがあります。こうした違いは、チェーン店にとって業務標準化の大きな阻害要因であり、同時に大量の個人情報の管理が発生するなど、負担とリスクが生じています。

ローカルルールの具体的な問題として、まず抹消手続の違いがあります。県をまたいだ引っ越しの場合、新住所では抹消手続ができないなどのケースもあり、利用者の混乱を招いています。近年は、個人間売買など、二次販売も盛んに行われるようになり、販売店への問合せも増加傾向です。また、同じ手続にもかかわらず、会計処理上は県ごとに税処理の違いもあり、誤計上のリスクも抱えています。このようなローカルルールは、多くの自転車利用者にとっても理解されにくい制度となっています。

次は、紙での登録に起因する問題です。利用者が盗難届を出すに当たり、登録控えの提出を求められることも多く、販売店側で数千件の紙の控えを手作業で探すことがあるなど、時に大きな業務負担が発生します。結果的に、盗難届の提出が遅れ、被害回復の機会を損なうおそれがあります。また、保管期限のルールが異なっているため、人事異動の多いチェーン店では、個別の保管期限の認識を誤り、誤廃棄をしてしまう事案や登録票送達時の郵送事故など、紙運用とローカルルールの存在が適正な個人情報管理の障害となっています。

ここから課題解決に向けた方策です。要望事項の一つ目は、防犯登録手続のデジタル化です。デジタル化により、データ化や保管、郵送などのコストが削減され、登録料の引下げや統一化につながることを期待できます。また、購入時からデータベースに登録されるようになれば、盗難時の迅速な照会により、消費者保護の観点からもより有益な制度にできる可能性があります。

最後に、要望事項の二つ目、ローカルルールの統一です。特に利用者の利便性に関わる部分は、全国で統一された制度設計が望ましいと考えます。具体的には、二次販売の増加を踏まえ、複雑な抹消手続を前提とせず、登録を上書きしていく方法に統一すること。また、登録店での登録証保管を廃止し、個人情報漏洩リスクを低減すること。さらに、資材購入や会計処理フローを全国で統一し、事務処理を簡便にすることなどです。毎年大量に発生する防犯登録の運用を改善し、デジタル化とルールの統一を進めることは、多くの自転車利用者の利便性が向上するものと考えます。

以上で弊社からの説明を終了いたします。御検討のほどよろしくお願いいたします。

○中室座長

ありがとうございました。

次に、株式会社あさひ様から4分程度で御説明をお願いいたします。

○株式会社あさひ（松本部長）

それでは、説明させていただきます。画面共有をいたします。

株式会社あさひより、防犯登録制度における販売店の課題について説明させていただきます。

きます。よろしく願いいたします。

この目次に沿って説明させていただきます。

株式会社あさひの社は大阪府大阪市に所在し、代表取締役社長は下田佳史です。青森、沖縄以外の45都道府県に550店舗出店しており、年間の自転車販売台数は約124万台で、全国のお客様に御利用していただいております。

それでは、防犯登録制度における販売店の課題について説明させていただきます。

一つ目は、紙運用における課題になります。紙での保管のため、専用の保管スペースを設け、台帳で管理しています。ファイルにて月ごとの管理をしており、年間12から15冊程度ファイルが発生します。都道府県ごとに保管年数が異なりまして、最長20年間保管の場合は、240から300冊のスペースが必要になります。

紙運用における課題の二つ目は、データベースへの登録までの期間や控え紛失時の対応に時間が掛かることです。警察への防犯登録データベースへの登録に時間が掛かり、紙控えの紛失により、盗難届出時の手続が遅延します。購入店への開示請求の際に、はっきり購入年月日が分かれば、すぐ見つけることができますが、紛失して忘れていたときなどは、膨大な保管ファイルから該当の情報を検索するので、時間が掛かります。

防犯登録制度における販売店の課題の二つ目は、ローカルルールにおける課題です。記入書式やルールの違いにより、顧客、販売店の混乱について、下記3点が挙げられます。登録書式、記入方法のばらつき、抹消登録、譲渡などのルールが異なる、車体番号に判読困難なアルファベットと数字が混在することがあります。書式の違いは、資料に掲載しているとおり、自治体ごとに違っております。車体番号につきましては、「0（ゼロ）」なのか、「O（オー）」なのか、判読が難しい場合があります。

登録書式の違い、抹消・譲渡などのルールの違いのほかにも、各自治体の提出方法の違い、有効期限や保管年数の違いの問題だと捉えております。自治体ごとの期限などは、資料をご覧ください。

最後に、課題まとめ、運用の統一・デジタル化への要望になります。現状の課題としては、書類の保管スペースの確保が困難であり、情報開示の際には紙資料の検索に多大な時間を要しております。書式やルールが統一されておらず、新規登録・抹消・譲渡などの手続において現場で混乱が生じています。

改善に向けた要望につきましては、登録書式及び手続の統一、デジタル化と運用の標準化を推進することで、保管スペースの削減、情報開示の迅速化、並びに顧客情報の紛失リスクの低減が期待できます。

また、デジタル化、運用統一を進めることによる利用者にとってのメリットとしては、引越し時の手続も住所変更のみにできれば、抹消・再登録といった煩雑な手続や手数料の費用負担も無くせます。警察のデータベースへの登録が迅速に行われることで、盗難時の迅速な対応が実現できると考えております。

以上が、株式会社あさひからの防犯登録制度における課題の説明になります。ありが

ありがとうございました。

○中室座長

株式会社あさひ様、どうもありがとうございました。

続きまして、DAIWA CYCLE株式会社様から2分程度で御説明をお願いいたします。

○DAIWA CYCLE株式会社（伊藤営業本部長）

こんにちは。DAIWA CYCLE株式会社、伊藤と申します。

画面共有をいたしました。

当社は、DAIWA CYCLEという屋号で、関西・関東を中心に150店舗ほどの店舗を展開しております。先の2社様と同じように、自転車の販売小売をさせていただいております。

資料の2ページで御説明いたしますが、先に御説明いただきました2社様と課題認識、解決に向けての要望は同じでございます。

弊社からのスライドで一応御紹介差し上げますが、一つ目のスライドでございます。上のところに書いております、ブルーラインの部分ですが、各都道府県でルールが異なるために、複数都道府県に出店する場合、一括で効率的な管理を行うことが難しいと認識しております。二つ目に、デジタルにおける部分ですが、紙由来の検索性の低さとか登録店の負荷に影響しており、災害や紛失のリスクに対応ができていない。ここが課題だと認識しております。

こちらの図に関しましては、非デジタルであることを解消しようとするときに、先ほどもお伝えいただいております、ローカルルールが大きな障壁になってきていると認識しております。こちらに関しましても、さきの2社様と考え方、課題感に関しては同様だという理解をいたしました。

DAIWA CYCLEからは、簡単ではございますが、以上でございます。ありがとうございます。

○中室座長

DAIWA CYCLE様、どうもありがとうございます。

次に、八王子市様から4分程度で御説明をお願いいたします。

○八王子市（伊藤課長）

八王子市の交通事業課長、伊藤と申します。よろしく申し上げます。

ただ今資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

それでは、八王子市の発表をさせていただきます。

初めに、八王子市について簡単に御説明します。東京都の西に位置し、都内唯一の中核市でございます。市内を東西にJR中央線が通り、南に向かってJR横浜線、北にはJR八高線が通るほか、私鉄が3路線通っており、そのターミナル駅となる八王子駅をはじめ、市内には10を超える鉄道駅を抱えております。

このような立地状況の中で、私ども八王子市道路交通部交通事業課は、交通環境の確保を目的に、放置自転車対策として、路上に置き去りにされた自転車を撤去し、保管し

ております。撤去した自転車は飽くまで所有者がいらっしゃいますので、お返しすることを前提としており、お返しするお知らせをするために防犯登録番号制度を活用させていただき、所有者情報を取得しています。

そこで、放置自転車対策業務からの視点になりますが、課題を申し上げます。発表資料の2ページ目を御覧ください。

一つ目は、所有者に撤去したことをお知らせするまでに時間を要する事例があることでございます。現在、防犯登録番号制度は都道府県ごとに運用されておりますので、都道府県ごとに防犯登録番号若しくは車体番号を基に、所有者情報をお問合せしておりますが、地元八王子警察署では、所有者情報の照会を電子データでのやり取りをさせていただき、東京都内につきましては照会后3日程度で御回答いただいております。一方で、東京都以外につきましては、ごく一部で電子データでのやり取りをさせていただいておりますが、基本は紙の郵送でのやり取りをしておりますので、2週間から1か月の時間が掛かっているのが現状でございます。この時間が掛かることが課題の一つ目です。

二つ目は、防犯登録番号の抹消についてです。撤去した自転車は、所有者が6か月以上引取りに来ない場合は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第4項の規定により、所有権が八王子市に帰属しますが、やはり保管をするにも限界がありますので、所有権が八王子市に帰属した自転車は定期的に処分を行っております。

この処分をする時に、後のトラブルを防止するため、警察に防犯登録番号の抹消をお願いしておりますが、都道府県によって取扱いが異なり、特に盗難届が出ている自転車については防犯登録番号の抹消をしていただかず、かつ自転車の押収もしていただけないことがございます。こうなりますと、自治体としてはいつまでも自転車を保管しなければならなくなります。この自転車の処分に際し、防犯登録番号を抹消していただかず、かつ、自転車も押収していただけないことが二つ目の課題となります。

この課題を受け、私どもからの要望となりますが、一つ目の所有者照会に時間が掛かる課題には、警察共通基盤システムを地方自治体が閲覧させていただけるようになることが一番早いのですが、当然、情報セキュリティの問題があり、非常に難しいことと承知しております。そこで、現実的には、地元警察署、私どもでは八王子警察署へ照会することで、全国の所有者情報の一括回答をいただけるようになることが要望の一つ目となります。

二つ目の課題、防犯登録番号抹消についてです。都道府県警察ごとに異なっている盗難自転車に対する取扱いを統一していただくことが、二つ目の要望となります。

続けて、私どもの要望が実現した場合の効果についてお話しします。

一つ目の課題につきましては、所有者への迅速な通知が可能となることから、自転車の返還の可能性が高くなることが期待されます。また、警察共通基盤システムの活用により、私どもはもちろん、所有者照会を受けた警察署での事務負担の軽減が期待されま

す。時間が経てば経つほど、所有者は自転車が無いことに不便を感じ、新しいものを購入してしまいます。購入してしまえば、撤去された古い自転車を引取りには来ませんので、迅速に自転車がある場所をお知らせすることが必要と考えています。

二つ目の課題につきましては、防犯登録番号の抹消事務が統一されることにより、私どもの保管業務の負担が軽減されることです。また、盗難被害者が自転車を受取りに来ず、証拠品となる自転車も残っていると、盗難事件が解決せず残ったままとなりますが、防犯登録番号を抹消し、自転車を処分することができれば、望ましい形の事件解決とは違うかもしれませんが、盗難事件の終結になるのではないかと考えます。

最後に、資料の3ページ以降の御説明をします。

3ページ目は、今申し上げました課題の詳細を説明した資料となります。

4ページ目は、私どもの業務をフローチャートにしたものでございます。

5ページ目は、参考資料として、自転車を撤去された所有者に撤去したことをお知らせする通知の見本と、撤去した情報を掲載している市のホームページの画面です。

最後に、6ページは、撤去した自転車を保管する保管場所の様子を御紹介しています。

八王子市の発表は以上となります。よろしく申し上げます。

#### ○中室座長

ありがとうございます。

続きまして、日本自転車軽自動車商協同組合連合会様から、要望内容についての御説明を7分程度でお願いいたします。

#### ○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（東田理事長）

こんにちは。日本自転車軽自動車商協同組合連合会の東田です。

当組合は、現在43団体で行っております。関連団体として、全国自転車防犯登録団体連合会（全自防連）というものがあります。

自転車防犯登録の経緯ですが、平成5年に自転車基本法が改正され、義務化となりました。そこで、公安委員会からの指定を受けた団体が防犯登録を行うということで、当組合のほとんどが指定を受け、指定団体となって防犯登録の運営を行っております。

自転車防犯登録が利用者の義務ということになりましたので、希望者が本人の確認ができれば登録できるという形を取っておりますが、書類等の関係で登録できないものも多くあり、ここを解決したいと思っております。

自転車防犯登録の課題として、現在、新規登録、再登録、変更とあるのですが、新規登録は、この法律ができたときにはほとんどネット販売とかがなかったのですが、現在はネット販売が主流という形もあって、保証書がなく、新車であっても登録できないものも存在しております。

再登録に対しては、先ほどイオンさんとか皆さんがおっしゃられるとおり、抹消ができていないと登録できない、書類がないと登録できない、都道府県をまたぐと登録できないという問題が起きております。本人が異動した場合でも、抹消しておかないと変更

登録ができないという県もあります。

続いて、自転車防犯登録の課題としては、特に抹消登録が問題でありまして、ここに書いてあるように、所有者が別の都道府県に転居した場合、抹消しなければ次の都道府県で抹消登録がなく登録できない。必要書類、登録情報記載のカードがないと抹消できない。上記の2点について、メルカリ等の購入でユーザーが前所有者の情報がなく登録できないケースが多くあります。抹消する際に登録情報を記載するカードがない都道府県がある。抹消の受付を、販売店ではなく都道府県警察が行っているところもあります。都道府県によって様々なため難しい問題もありますし、販売店が現在無料で行っている地域もありますので<sup>1</sup>、このこともネックとなっておると思います。

続いて、ローカルルールの見直しについては、今までの方がおっしゃるとおりの問題が起きておりますので、やはりデジタル化が必要ではないかと思ひ、現在デジタル化について進めております。

防犯登録手続のデジタル化については、現在、都道府県で項目が違いますので、項目の統一ということで、全国をできるだけシステムを一本化したいと考えております。

最後に、その他です。ここは読むと時間が掛かりますので、読んでいただければと思います。

終わります。

#### ○中室座長

ありがとうございました。

続きまして、関係省庁から、ただ今御説明いただいた要望に関し、御説明をお願いしたいと思います。

それでは、警察庁から、事前に御提出いただいた資料を基に、7分程度で御説明をお願いいたします。

#### ○警察庁（佐藤室長）

警察庁生活安全局犯罪抑止対策室長の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

私から、今の要望に対する説明及び当方のスタンス等について御説明申し上げたいと思います。自転車防犯登録の概要につきまして、資料に基づき御説明申し上げますので、資料をご覧ください。

初めに、自転車防犯登録の背景・現状についてでございます。防犯登録制度は、元々自転車商協同組合など、民間が主導して開始された任意の取組でございまして、その後、昭和55年にいわゆる自転車法が施行され、それまでの取組がそのまま維持される形態で防犯登録が法制度化されるに至りました。その後、放置自転車が社会問題化したことを受けまして、平成5年に法改正がなされ、防犯登録が義務化され、現在に至っております。

---

<sup>1</sup> 「無料で行っておりますので」と発言していたが、発言に誤りがあったため修正

法改正に当たっては、衆参両院において「防犯登録は自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること」との附帯決議がなされまして、都道府県ごとに個別に登録業務が行われております。

ところで、防犯登録情報は、昨今のデジタル化の流れを受け、令和5年の国家公安委員会規則の改正におきまして、従来の紙媒体に加えてデジタルデータによる取扱いを可能としてございます。

次に、自転車防犯登録に関する法制度について御説明申し上げます。改めて、自転車防犯登録は、自治体が撤去しました放置自転車の早期・確実な返還、盗難防止、その他盗難被害に遭った自転車の回復に資するものとされております。

資料に記載のとおり、自転車防犯登録はいわゆる自転車法及び国家公安委員会規則である「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則」に沿って実施されております。また、自転車法では、自転車利用者は利用自転車について都道府県公安委員会が指定する者が行う防犯登録を受けなければならないということが規定されまして、国家公安委員会規則で、防犯登録業務を行う団体の指定手続がそれぞれ規定されてございます。

なお、当該規則では、指定団体に対する公安委員会による管理規程、当該団体の指定に係る基準、登録業務の実施要領等の規定がそれぞれ置かれまして、これら規定により適正な防犯登録業務の遂行が担保されております。

次に、警察における防犯登録情報の取扱いについてでございます。防犯登録情報は、指定団体から当該指定団体に係る都道府県警察に送付又は通知することが義務付けられております。その上で、当該情報は、当該都道府県警察を経て全国警察共通の情報システムに登録されることになってございます。従前は、都道府県ごとにそれぞれの防犯登録情報を管理しており、他県の情報にアクセスすることはできませんでしたが、警察庁において順次、全国共通の情報システムへのデータ移行を進め、令和6年度中に全ての都道府県のデータ移行が完了した結果、全国の防犯登録情報の照会が可能となっております。その上で、これらの情報が自転車盗難の手配に活用されますとともに、撤去された自転車に関しては自治体から資料の提供を求められることとなっております。

ちなみに、防犯登録情報の一つ一つは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報に該当いたします。その集合体は個人情報データベースに該当するものでございますので、その取扱いに当たっては、同法の定めに従って適切に管理・運用する必要があります。この点、例えば、防犯登録情報を自治体に提供する場合、DVやストーカー事案に係る被害者等の情報には、昨今の当該事案の情勢を踏まえ、必要な配慮がなされますよう、当該情報の取扱いには万全を期すべく取組を強化しているところでございます。

最後に、都道府県警察等に対する防犯登録の手続等に関する調査結果について御説明いたします。これは、昨年12月に、都道府県警察及び都道府県の指定団体に対し、所要の調査を実施したものでございます。

まず、防犯登録所における防犯登録カードの控えの保管状況に係る指定団体ごとの割

合ですが、円グラフのとおり、9割以上の指定団体が紙媒体で保管している状況が確認されました。防犯登録所で保管していない都道府県においても、防犯登録所において登録情報を網羅的に記載した台帳を保管している例があるほか、指定団体において紙媒体で保管している状態が確認されてございます。

また、防犯登録を行った後に警察情報基盤システムに同情報が登録されるまでに要する時間の全国平均は、資料記載のとおりでございます。

次に、手続等のローカルルールの実情ですが、転居等に伴う住所の変更手続、廃棄や譲渡など自転車を利用しなくなった場合の抹消手続、さらには防犯登録所以外の店で購入した自転車や個人間取引で譲り受けた自転車の新規登録手続に地域差が生じていることが確認されました。これらは、防犯登録を正確に実施する、すなわち、不正登録又は内容虚偽の登録が行われないよう、各都道府県警察や指定団体がそれぞれ取組を強化している過程で発生したものと思われま。

今後の方針といたしましては、資料に記載のとおり、実施主体である都道府県の指定団体や関係団体と連携しつつ、デジタル化の推進を支援しますとともに、警察庁において、今般の調査結果を踏まえながら、全国統一が必要な事項や手続についての見解を都道府県警察に示すなどして、その実現を支援してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

#### ○中室座長

ありがとうございました。

それでは、ここまで御説明いただきました内容について、質疑応答をさせていただければと思います。

なお、自転車メーカーの業界団体でもあります一般社団法人自転車協会様にも質疑応答に御対応いただければと思います。

限られた時間のため、御質問・御回答共に簡潔にお願いいたします。

また、議論を円滑に行うため、事務局におかれましては、委員・専門委員からの質問を要約し、画面に投影していただきたいと思ひます。

それでは、御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。

杉本先生、お願いいたします。

#### ○杉本座長代理

ありがとうございます。

私からは、まず日商連さんに質問させていただきたいと思ひます。これまでも、このワーキング・グループでは様々なローカルルールに係る問題を議題として取り扱ってきたところでもありますけれども、今回のケースは中でもかなり地域差があると言ひますか、かなりバラバラである印象を持ちました。

その上で、まず、自転車防犯登録制度が始まる背景については、警察庁の報告でもありましたがけれども、登録制度が始まって現在のような各地域でローカルルールがバラバ

ラに形成されていった背景について、御存知でしたら教えていただきたいと思います。

ローカルルールは原則見直すべきであると思うのですが、ローカルルールの成立背景を知ることによって、地域性ゆえにローカルルールでないといけない項目、逆にローカルルールは見直して統一すべき項目、これらを明らかにするヒントがあるのではないかと思いますので、是非教えていただきたく存じます。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、日商連（日本自転車軽自動車商協同組合連合会）さん、お願いいたします。

○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（水上弁護士）

御質問ありがとうございます。日商連の顧問弁護士の水上と申します。

ローカルルールについては、様々なローカルルールがございますが、一番重要な点は抹消に関わる問題だと理解しています。登録については新規に自転車を買う時なので、基本的には買う人が身分証明を出せば登録して、もう問題ないということになるのですが、抹消の問題は、自転車が盗難されたときに、元の所有者がいるにもかかわらず抹消されてしまうと、元々の所有者が自転車を盗まれた結果として防犯登録上の地位も失ってしまうことになるのは極めて問題であるというところで、特に抹消に関するローカルルールが非常に重要な点になってくると思います。

抹消について言いますと、実は自転車の盗難の割合は各都道府県でかなり異なっておりまして、大阪なんかはたくさん盗難車が発生していますし、東京はそれに比べると割合は低くなっております。このように盗難の実態が異なってくる中で、どのぐらい厳しく抹消の手続をするかというのは、実情によって各県警の考え方も異なってくる。結局、県警の考え方が異なってくると、それに対応して各都道府県の指定団体の考え方も異なることになるという形で、特に抹消のルールがローカルルールとして非常に異なっていると理解しています。

一方で、自転車法上、登録は義務になっているので、抹消をしないと新規の登録ができないことになっている状況だと、抹消が上手く進まないで登録ができなくなってしまうと、特に自転車を中古で買った人が、ちゃんと買った人であっても防犯登録ができない。しかし、防犯登録は義務であるという隘路に挟まってしまうという問題が発生します。

この問題を解決するためには、いくつか方法があるのですが、一つは抹消を楽にするという考え方で、これは非常に重要なのですが、楽にしてしまうと、特に盗難が多い地域では盗難車がどんどん抹消されてしまうのではないかという問題がある。二つ目は、抹消というものの自体を止めて、どんどん二重で登録されていくようにする。ただ、これは今度、個人情報保護法上、利用者には抹消してほしいということと言える権利がある

ので、完全に抹消手続をなくしてしまうのもまずいだらう。そうすると、第三の方法としては、抹消されていなくても新規の登録ができるようにするというのが、おそらく最も望ましい方法なのではないかなと今のところ考えています。

そうすることによって、新規の登録の方で、新しく自転車を買った人、特にメルカリ等で買った人が登録できないという状況にならないようにすれば、あとはある程度各地域の実情に応じて抹消のハードルはずれていても、それほど問題はないのではないかと考えているというのが我々の見解になります。

○杉本座長代理

ありがとうございます。

○中室座長

杉本さん、更問はよろしいですか。

○杉本座長代理

では、背景というところで言いますと、盗難が多いか少ないかというところで、盗難が多い地域だと、地域特有のローカルルールがそこから発生してきたという理解で間違っていないですか。

○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（水上弁護士）

おっしゃるとおりになります。

○杉本座長代理

ありがとうございます。

もう一点、質問をよろしいでしょうか。

続きまして、警察庁に質問させていただきたいと思います。

本日のイオンバイク社さん、あさひ社さんなどの御報告から、自転車の防犯登録制度について、今も御説明ありましたように、ローカルルールが数多く存在していることが分かったところでありますけれども、ローカルルールの存在は、こういった事業者さんにとっては非常に非効率であるということももちろん問題なのですけれども、そもそも、法的には、防犯登録は自転車の所有者の義務となっていることから考えましても、やはり運用に地域差があることは好ましくないのではないかと考えるところであります。

ローカルルールには、日商連さんの御説明のように地域的な背景などもあって、ある部分においては合理的なものもあると思うのですが、一方で非合理的なローカルルールであるのであれば、そういった差によって所有者や事業者にとって不利益がもたらされているところがあるのであれば、その見直しが必要であると思います。

警察庁として、統一可能な項目を調査しながら今後検討するというところで、最後に今後の方針をお示しいただいたところでもありますけれども、現時点ではどのような事項の統一化を目指すことを考えておられるでしょうか。例えば、本日御提案がありましたような、防犯登録の手続のデジタル化を全国に進めると考えた場合は、登録すべき項目とか有効期間といったところを全国で統一化されていくことが重要ではないかと考える

のですけれども、それらの点について、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思  
います。お願いします。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、警察庁さん、よろしいでしょうか。

○警察庁（佐藤室長）

よろしくお願ひいたします。

今、御指摘がございました防犯登録は、法律によって自転車の所有者の義務になっ  
ているとおっしゃったところですが、新規登録が義務になってございまして、抹消・変更  
は義務ではないと考えてございます。

その上で、国家公安委員会規則で定めております登録事項は、自転車を利用する者の  
氏名又は名称及び住所、作成年月日、登録番号その他指定団体が必要と定める事項とな  
ってございます。今、申し上げました「その他指定団体が必要と認める事項」につつま  
して、それぞれの指定団体が認める事項を登録している状況だと承知してございませ  
ん。個人間売買に伴う新規登録手続につつましても、利用者に求める資料が全国様々である  
というのは、これが原因で確認されてございます。これは、やはりデジタル化に向けた  
課題だと認識してございます。

委員からありましたが、登録内容の統一化を含めた手続の標準化につつましては、登  
録事項や各種手続の統一が望ましいと、当然、こちらも考えてございます。今後、警察  
庁におきまして、全国自転車防犯登録団体連合会、あるいは関係団体と連携しながら、  
各指定団体や都道府県警察の意見も踏まえて、登録事項の統一に向けて、強力で推進し  
てまいる所存です。

有効期間もございましたが、あるいは何を登録するのかということもございました。  
有効期間につつましては、各指定団体において、それぞれ事業規模や予算等に応じて事  
業継続可能な範囲で定めているものと考えてございます。個人情報取扱いを慎重に行  
うという観点も、先ほど委員から御指摘がございました。今後、例えば、有効期間を統  
一することも考えるところでございます。あるいは、利用者の利便性や個人情報の保護  
の観点や、自転車の一般的な利用期間等を踏まえて、さらに統一項目につつまして連携  
してまいるところでございます。

以上でございます。

○中室座長

どうもありがとうございます。

ここで日商連さんに確認したいのですけれども、さっきおっしゃっていたみたいに、  
登録抹消手続はそのままにして、新規登録ができるようにするという方法だと、八王子  
市さんが提案されていたような放置自転車の返還とか処分の業務については、それでは  
解決できないということになりませんか。

○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（水上弁護士）

お世話になります。その点をお答えいたします。

まず、新規の登録ができる形になる場合、問合せ等があった場合は、最新の登録をベースに照会をかけることになると思います。その時に、万が一、盗難車の被害届が出ているという場合などは、その前の登録者が実は本当の所有者であることが考えられるので、そこに対して遡っていくことになるとと思いますが、それはいわゆる例外対応というもので、全体のほとんどのものは新規に登録した人が正しい所有者でしょうから、より新しいものが照会対象になるという形で、問題がないものと考えております。

ちなみに、先ほど警察庁からもお話がありましたけれども、登録については義務だけれども、抹消については義務ではないということが原則として貫かれるのであれば、このような運用でおそらく問題ないのではないかと考えておるところでございます。

○中室座長

ありがとうございます。

住田専門委員、お願いいたします。

○住田専門委員

ありがとうございます。

今お話にも出ましたけれども、抹消登録のところについて、警察庁にお伺いしたいと思います。

今日、様々な方に御発表いただきまして、ローカルルールの中でも、特に抹消登録とか変更登録の取扱いについて、どうにかならないかという御要望があったのかなと思っています。その手続も、地域によってバラバラであるということだと思うので、申請のハードルがすごく高いというか、難しいのではないかなと思います。

手続を担っている側からすれば、住民票みたいに登録すれば取消しもあるという関係性があるのかなというので、抹消手続が必要というのは理解できます。しかし、抹消登録がある地域とない地域がある場合、ある地域では必ず申請されているわけではないという状況であれば、抹消登録自体が作業のための作業になってしまっているようにも感じるところがあります。ルールを設けるにしても、国民の行動パターンを変えるというのは結構難しいのかなと感じました。

既に警察庁のデータベースで一元的に管理しているものがあるのであれば、引越し先の新たな地域で自転車の防犯登録をすれば、仮に抹消登録の漏れがあったとしても、所有者を追跡できるというのが、今、お話にあったところでもあるのかなと思うところです。

抹消手続の存在において、課題を解決しつつ抹消手続に頼らずに課題を解決するように、都道府県をまたぐ引越しにおける変更登録申請を対応可能としたり、申請書類や申請場所を統一化するなど、自転車の所有者の行動様式を変容するというのは難しいと思うので、行動志向に沿った形で利便性を最優先した運用にさせていただくと考えているの

ですけれども、その辺は、警察庁としてどのようにお考えなのかというところを1点お伺いしたいと思っていますところです。

あとは、二次販売が拡大しているというお話もあったと思うのですが、その中で、登録に必要な書類が揃わないということで利用者が困るという話があったかなと思います。これらの書類が揃うためには、二次販売の仲介事業者の協力も必須かなと思われる。仲介事業者にも、必要な書類を発行する働き掛けをしていただくのが良いのかなと思いますが、そこに関しても、どのようにお考えなのかというところについてお伺いしたいと思いました。よろしくお願ひいたします。

○中室座長

ありがとうございます。

続けて、村上専門委員、お願ひいたします。

○村上（文）委員

ありがとうございます。

私からは2点質問したいと思います。

一点目が日商連と警察庁にです。購入から登録完了までに、これは、警察庁のデータベースへの反映までということだと思いますが、数か月掛かるというのに結構驚きました。この間に盗まれたら対応できないということですね。それと、年間500万件もの手続を、いまだに紙と郵送で行っていることも大変驚きました。販売店とか指定団体の手間は、すごく大変なものなのだと理解しました。

そこで、この登録の仕組みをデジタル化することに、皆さん異存はないと思うのですが、全国どこからでも、スマホとかパソコンを使って、購入時点ですぐに手軽に登録できる仕組みを作る必要があると思いますが、この点、日商連さんと警察庁さんはどうお考えでしょうか。これが一点目です。

二点目は、自転車協会にです。車体番号も自転車の特定に役立つというお話がありました。そこで、番号の表示方法とか番号を重複させない仕組みは必要だと思いますが、この点、自転車協会さんとしてどうお考えかを教えていただければと思います。

私からは以上です。よろしくお願ひいたします。

○中室座長

ありがとうございます。

戸田専門委員までお願ひいたします。

○戸田専門委員

ありがとうございます。

私からは、警察庁に1点お願ひがございます。ローカルルールの見直しやデジタル化に向けて、警察庁が課題を認識されて、前向きに検討を進めておられる点については、大変心強く受け止めております。一方で、これまで多くのローカルルール是正の取組を拝見しておりますと、どうしてもこの種の取組では、総論賛成・各論反対に陥りやすい

といった性質もあると感じております。

既に、一部地域ではデジタル化が進められているというお話ですけれども、全国的な共通設計とか、ルール整理が十分でないまま各地域で個別に進んでしまうと、地域事情が優先されて、結果としてシステムや運用がサイロ化してしまうおそれがあるのではないかなと思います。

そうなりますと、共通基盤システム側で地域ごとの個別対応が必要になって、全体としては非効率でコストの掛かる仕組みになってしまいますし、利用者にとっての利便性向上も限定的になる可能性があるのではないかなと思います。都道府県ごとの運用裁量が大きいという事情は理解しつつも、全国的なデジタル化を実効的に進めるためには、やはり、国として一定の統一的な方針の下で進めていくことが重要ではないかなと思います。

その観点から、できるだけ早い段階で、通達や規則といった法令レベルで仕様や考え方を整理して、全国的な統一性を担保する枠組みを作っていただくことも是非御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○中室座長

どうもありがとうございました。

それでは、警察庁さん、日商連さん、自転車協会さんの順番でお答えいただいでよろしいでしょうか。

警察庁さんからお願いいたします。

○警察庁（佐藤室長）

ありがとうございます。

先ほど、委員からございました抹消に関しまして、1点付け加えたいのですが、抹消が求められるのは、新規登録のとき、例えばA県からB県に行きます、B県に行ったときにA県のやつを抹消するという話、それを応じるところもあれば、そこで応じないところもあるということでございます。つまり、抹消が必要なのか、抹消が必要ではないのかというのは、そのときに生じているというような状況でございます。

全体としてその上に立ちまして御説明申し上げますと、先ほどありましたように。

○住田専門委員

ルールとしては、基本的に抹消が必要ということですか。理解がもしかしたら間違っているかもしれない。

○警察庁（佐藤室長）

抹消は義務ではないのですね。ですから、抹消を求めているところもあれば、求めていないところもある。

○住田専門委員

そういうことですね。そういうふうに、理解は合っていると思います。

○警察庁（佐藤室長）

防犯登録の目的は、放置自転車の早期返還、盗難防止と盗難自転車の回復に資するというところでございまして、この目的を達成するためには、自転車利用者の正確な情報が必要と認められるというところでございます。都道府県を越える転居におきましては、転居先の都道府県において、再登録を推奨しているというところでございます。

一方、全国統一のオンラインシステムが実現した場合には、都道府県ごとに登録し直す必要性が低くなるということで、先ほども委員から御指摘がございました。したがって、単なる住所の変更として取り扱う選択肢も想定されてございます。その場合、変更や抹消手続の統一が必要だと考えてございますので、今後、全自防連と連携し、防犯登録の目的と利用者の利便性のバランスを考慮しながら、適切な防犯登録の在り方について、前向きに検討していくというところでございます。

また、警察庁のデータベースで一元的に管理すればというお話がございました。防犯登録の一般的な登録手続につきましては、自転車販売店におきまして自転車を購入した際に、当該自転車販売店によって防犯登録手続も行うが、一方で、ネット販売業者、防犯登録所でない自転車販売店やオークションサイト等を介した個人売買、知人から譲り受けた場合の新規登録につきましては、盗難品の可能性を排除した上で登録する必要があると考えてございますので、当該自転車の取得に至った経緯を示す資料の提示を求めているものと考えてございます。

これまで、この点については、都道府県ごとにどれを示してもらうのか、どういう書類を示せばいいのかというのは、判断基準が分かれているところでございます。そこで、手続や必要書類について、こちらの方で統一して見解を示すとともに、全自防連と協力して、必要な検討を強力に推進してまいりたいというところでございます。

オークションサイトを介した個人間売買についても、匿名性を売りにサイトを運営している事業者も見られまして、必ずしも売主の情報が得られない場合があると聞いてございます。個人的な関係がない他人に個人情報を知られることの抵抗感から、売主の情報提供には相当の拒否感が伴うと考えられるところでございますので、そのような場合には、正当な売買が証明できる資料を必要とすることを検討しているというところでございます。

次に、データベースに登録されるまで何か月も掛かるというところでございますが、警察庁におきましては、昨今のデジタル化の流れを受けまして、令和5年に公安委員会規則を改正しまして、防犯登録情報を電子的記録、つまりデジタルデータとして取り扱うことが可能となりました。実際に、指定団体が防犯登録情報をデジタル化することについては、各指定団体や防犯登録業務の規模や財政状況に応じまして、当該指定団体の裁量に委ねられております。既に、一部の指定団体において申請業務のデジタル化が実現しているところでございます。

現在、全自防連におきまして、防犯登録業務の全国統一のデジタル化に向けた検討を

進めているものと先ほど伺いました。そのとおりでございまして、同連合会とも連携しまして、今後、全国統一のデジタル化に向けた検討に協力し、我々も強力で推進していくということでございます。

あと、実は、自転車販売店の中には、高齢の方が1人で営業している場合が少なくないという声も上がってございます。デジタル化への対応が困難であったり、一定の設備投資が求められることで経営を圧迫することもあり得るという声も上がってございます。円滑な防犯登録業務の実現に向けまして、全自防連と連携しまして、デジタル化推進の在り方も、その点も踏まえまして進めてまいるということでございます。

最後に、もう一点、ローカルルール解消やデジタル化に向けた部分で、システムがサイロ化してしまうというお話でございます。ローカルルール解消やデジタル化の推進につきましても、登録事項の各種手続の統一が望ましい、これも当然、我々も考えてございます。警察庁では、デジタル化の実現に向けまして、登録事項や各種手続の統一について、具体例を示しながら、都道府県公安委員会を通じて、指定団体への働き掛けを推進していくところでございます。

この点、各県で一部の指定団体におきまして、国民向けポータルという警察庁のホームページから入れますサイトがございまして、そこを通じてデジタルデータを県警本部に直接寄せてもらえるシステムが既にできてございます。

加えてもう一つ、今般、この動きを受けまして、当庁から各県にエクセルデータで登録すれば自動的に照会するようなシステムなど、様々工夫を凝らしたデータを扱えるソフトウェアを展開するなどして、各都道府県のデジタル化について、こちらも進めているところでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

日商連さん、お願いいたします。

○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（水上弁護士）

ありがとうございます。

まず、日商連として、デジタル化を進めるということ自体には、何ら異存はございません。また、ここでポイントになるのは、自転車利用者の皆様及び登録店の皆様に、なるべく早くデジタル化の恩恵が与えられるという形のスピーディーな対応を行うことが必要だと考えております。

その観点から見たときに、過去にもデジタル化を検討しておったのですけれども、やはり、大きなボトルネックが2つあって、1つは抹消手続がバラバラであるということ。もう一個は、デジタル化に移行していく段階で、紙の手続とデジタルの手続が混在しているときに、極めて煩雑でコストが掛かるという2点がボトルネックになっていたということをお願ひしたいと思ひます。

抹消については、これまでであったように、ローカルルールがあって面倒くさいのですが、ローカルルールを統一することにした場合に、統一に何年掛かるのだという問題と、例えば、大阪のルールに東京が統一されてしまうと、今より厳しくなるのですよね。もっと書類がたくさん必要だということになるのです。本当にそれで良いのかという問題があります。

なので、日商連、全自防としては、むしろ抹消のルール自体は、ある程度ローカルルールを今後も許すけれども、ただし、抹消しなくてもメルカリで買った人が登録できるという形にしてしまって、つまり、抹消というのが今は実質必須の手続になっている、抹消してくれないと登録できないという県が大半なので抹消しなければいけないのですけれども、抹消しなくても登録できることにすると、抹消手続自体が例外的な手続になるので、大幅に抹消が減るのですね。そのことによって解決する方が合理的である。むしろ抹消手続を統一しますなんて、何年掛かるか分からないというのが日商連の考え方です。

もう一つは、紙の手続が混在していると大変面倒くさいです。特に、防犯登録の期間が大変長い県があるのです。それだと、デジタル化しているのだけれども、ずっと紙の手続も残り続けることになると、その間に、その県はダブルコストになってしまうことになるので、デジタル化を進めるに当たっては、適切な移行の促進を進めるために、例えば、紙の手続については5年で移行してくださいみたいな、デジタルに移行するためのルールみたいなものを御検討いただく必要があるのではないかなと考えています。

この2点が解決されるのであれば、こちらとしては、是非、早急にデジタル化を進め、利用者の皆さんの利便性に資するようにしたいと考えておるところでございます。

○中室座長

ありがとうございます。

村上委員、更問はありますか。

○村上（文）専門委員

警察庁の御回答で、販売店の高齢化みたいな話がありましたけれども、警察庁の1個のデータベースに、直接購入者がスマホなどから登録するというようなシンプルな考え方も、検討の一つとして取り上げていただくと良いかなとお話を伺っていて思いました。

私からは以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、自転車協会さん、お願いいたします。

○自転車協会（竹田次長）

自転車協会でございます。

車体番号について御質問を頂いておりまして、そちらに回答させていただきます。

現在、国内で流通する自転車のほとんどは、中国などの海外で生産されておるもので

ございます。当会の会員である国内メーカーの多くは、自社工場を有しておらず、海外メーカーより完成車を購入して販売をしているといった状況でございます。

こういった状況において、自転車の車体番号と位置付けられている刻印につきましては、フレームを製造する部品メーカーが自社の商品管理を目的に付しているものと思われます。国内のメーカーが一定のルールに基づく刻印を海外メーカーに求め、フレームを製造する部品メーカーがそれを受け入れるとなった場合、それを可能とする刻印機の導入や刻印作業について相応のコストが発生しまして、最終的に商品価格に転嫁されるといった課題もあるのかなと感じております。

自転車の車体番号の多くは、製造工場のアルファベットや製造時期の数字、管理番号の数字で構成されていると認識しております。ゆえに、本来であれば同じ番号のものが発生する可能性は極めて低いと思われるのですが、刻印機が不良で詰まって同じ番号のものが打ち出されてしまったり、先ほどもあさひさんの話の中にありました刻印の読み間違い等によって、例えば、防犯登録の際に同一番号による登録が試みられる事象が発生する可能性はある得るのかなと認識しています。

当会といたしましては、こういったことを踏まえて、海外メーカーへ同一車体番号の自転車を納品しないように一層強く働き掛けるよう、国内メーカー、会員に対して要請したり、読み取りやすい刻印表示、先ほどありました紛らわしい記号・数字の併用について配慮いただくことにつきまして要請を行うなど、そういった対応を検討していきたいということで今考えております。

以上でございます。

○中室座長

ありがとうございます。

村上先生、更問いをどうぞ。

○村上（文）専門委員

1点だけ。

部品を中国メーカーなどが作っているというのは良いと思うのですが、国内販売をするメーカーの責任で、国内メーカーが独自に番号を振ることは難しいのでしょうか。

○自転車協会（竹田次長）

細かなことは確認しなくてはいけないのですが、なるべく供給コストを下げたいといったところで、付いているものを流用しているような状況はあるかと思えます。そういったコスト管理も含めて、私どもの方にも資料がない状況でございますので、状況を確認しながら対応については検討していきたいと考えております。

○村上（文）専門委員

ありがとうございます。

メーカーの販売責任ということも一緒に考えた方が良くと思いますので、コストだけを見るのではない方が良くと思いました。どうもありがとうございました。

○中室座長

ありがとうございます。

住田専門委員、どうぞ。

○住田専門委員

警察庁様は、いろいろ御検討いただけそうでありがとうございますというところですが、先ほど日商連からも御要望を改めていただいたところでいうと、抹消手続きをきちんとするというところよりは、まずはデータがしっかり履歴として残っていて、それらがちゃんと確認できることが大事なのかなと思いました。

多分、何でもデータを共有できるわけではないと思うので、共有できる範囲のデータの共有ルールみたいなのところもしっかり決めていただけると、ちゃんと業務に生かせるようになるのかなと思いましたので、その辺りも一緒に御検討いただけると良いかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

続けて質問を取りたいと思うのですが、私も警察庁さんに1つお願いしたいことがございます。先ほど来、共通基盤システムで防犯登録のデータベースが利用できるようになったということは、非常に良いことかなと思うのですが、システムを作って終わりということではなくて、そのシステムに合わせて現場の運用を見直す必要があるのではないのかなと思います。各都道府県の防犯登録情報を、例えば自治体から都道府県警にバラバラに照会する必要があるないように、一括かつデジタルデータで照会できるような具体的な運用とすべきではないかなと思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

さっきの八王子市さんの話を聞きますと、あれはどう考えても八王子市だけで起きているローカルな現象ではなくて、他の1,700の自治体でも同じことが起きているのではないかなと推察されるので、八王子市にある警察署の運用だけを変更するというような対症療法は良くなって、全国の自治体の事務を効率化することが極めて重要だと思いますので、その点はいかがお考えか、御意見を聞きたいと思います。

もし八王子市さんの方でも何か言いたいことがあれば、このタイミングで御意見を聞きますので、お願いいたします。

他の委員の方で、どなたか御意見がある方はいらっしゃいますか。

田中委員、お願いいたします。

○田中専門委員

ありがとうございます。

私からは、まず関係者の皆様の御意見をお聞きした上で、その回答を頂いてから、改めて警察庁に御意見をお尋ねしたいと考えます。

まず、関係者の皆様、本日御参加いただいているイオンバイク株式会社、株式会社あさひ、DAIWA CYCLE株式会社、八王子市、日商連の皆様にお尋ねしたいのですが、自動車防犯登録制度は、例えば昨年に本ワーキング・グループで議論したコンビニの公金収納などに比べても、ステークホルダーが非常に多くて、また、先ほど御説明いただいた過去の経緯もあって、まとめ役がいなかったために、ローカルルールの解消やデジタル化を進めづらい状況にあるのではないかと感じました。関係者が、長い間同じことで悩みや様々な問題、課題を感じており、その課題を解決するために取り組むべきだという点は、今日お話いただいた皆様の間で意見が一致していると思われれます。他方で、これまで議論をお聞きして、関係者が個別に対応して解消することは、現実的に困難ではないかということも感じました。

そこで質問ですけれども、本日発表があった様々な問題とか、あるいは本日発表にはなかった問題も含めて、警察庁や都道府県警察、自転車販売事業者、指定団体、地方公共団体など、各ステークホルダーで集まって、ローカルルールの見直しやデジタル化を推進するための議論の場をまず作っていただいて、その結果を踏まえて、警察庁に防犯登録制度の所管省庁として主体的あるいは主導的に課題の解消に取り組んでいただくというのが良いのではないかと考えましたが、この点について、それぞれどういうふうにお考えかをお聞かせいただければと思います。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、イオンバイクさん、あさひさん、DAIWA CYCLEさん、八王子市さん、日商連さんの順番でよろしいですか。

イオンバイクさんからお願いいたします。

○イオンバイク株式会社（宇田川マネジャー）

イオンバイクです。

この問題は、自転車販売店にとっては長年の課題でしたが、とても個社では解決の糸口すら見えないという状況でした。是非とも、警察庁にて関係機関を取りまとめていただいて、利用者にもメリットになるように制度改善を推し進めていただければと思います。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

あさひさんもお願いたします。

○株式会社あさひ（松本部長）

株式会社あさひの松本です。

関係者がバラバラに動くのではなく、警察庁が中心となって議論の場を作り、制度全体をリードしていただければと思います。全国で防犯登録制度のルール統一が進み、現

場の負担軽減にもつながると考えます。

その上で、デジタル化が推進されれば、国民の利益にも直結する、分かりやすく使いやすい仕組みになる重要な取組だと感じております。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

DAIWA CYCLE様、お願いいたします。

○DAIWA CYCLE株式会社（伊藤営業本部長）

弊社も、警察庁が主導していただくということに対して賛成でございます。

一方で、警察庁のみが主導するような場合、制度の厳格的な運用が相対的に優先されてしまうことで、大丈夫かとは思いますが、デジタル化の主要な目的である小売や販売の現場の業務効率化とか、一般顧客の使いやすさの向上の優先度が低下するおそれを懸念しております。また、小売や販売現場及び一般顧客の費用負担の発生、利益の損失を懸念しております。

ですので、警察庁に主導していただくというのは最善であると考えてはおるものの、小売業界や一般顧客にとって、メリットがある仕組みづくりに知見を有する他省庁とか関係機関と連携を図りながら、デジタル化の推進をしていただけたらと考えております。

以上でございます。

○中室座長

重要ですね。

八王子市さんもお願いいたします。

○八王子市（伊藤課長）

八王子市です。

八王子市としましては、本来の防犯登録番号制度とは違うのかもしれませんが、現在、放置自転車対策として非常に有効な情報で、是非とも活用させていただきたい情報となっております。

先ほど座長からもお話がありましたとおり、この問題は八王子市だけではなく、全国で同じように問題を抱えていると思いますので、全国を統一した展開がやはり望ましいと考えます。その点からも、警察庁に、是非リードしていただき、推進していただければと八王子市も考えております。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

日商連さん、お願いいたします。

○日本自転車軽自動車商協同組合連合会（水上弁護士）

日商連といたしましては、まずこういった制度の効率的かつ効果的な運用については、

持続的にステークホルダーが話し合っていくこと自体は賛成です。懸念しますのは、そういった話合いで、全てがまとまらないとデジタル化を始めないということになってしまうと、デジタル化はいつまで経っても進まないと思います。

正直申しまして、今回、我々が申し上げた新規、特に中古の譲渡の際の新所有者の登録が、抹消を必要条件にしないということが確認されて、抹消手続が例外的な手続になるということ。二点目が、デジタル化についての促進措置が取れること。その中でも特に重要なのは、旧手続の有効期間について統一化して、できれば短い期間にするという形で、デジタル化に移行させるという手続を取ること。その2つが実現すれば、デジタル化自体は進めることができるのではないかなと思っており、その後、細かいローカルルールの設定等々については、持続的に改善していかないといけないので、継続的に話し合っていくことが必要だと思うのですが、それがまとまってからデジタル化をしましょうだと、デジタル化をするタイミングは、かなり遅くなってしまうのではないかなと懸念しております。

○中室座長

ありがとうございます。

田中委員、どうでしょうか。警察庁さんに振りますか。

○田中専門委員

まず、御回答いただきありがとうございます。

今の関係者の皆様からの御回答を受けて、警察庁に、私からもお願いしたいと思えます。

先ほど述べましたように、警察庁には、法制度化された防犯登録制度の所管省庁として、スライドにありました、関係団体の支援とか関係団体との連携というのももちろん重要なのですが、それにとどまらず、是非とも主体的に関係者の議論の場を設けたり、事業者目線で不合理なローカルの解消とか手続のデジタル化を主導していただきたいと考えますが、この点をお願いできますでしょうか。

以上です。

○中室座長

警察庁さん、お願いいたします。

○警察庁（佐藤室長）

ありがとうございます。

こちらの方で主導しているという話につきまして、何点かお話を申し上げたいと思えます。

現在、我々が主導していることにつきましては、例えば、盗難品の自転車が先ほどございました。例えば、所有権の抹消依頼が都道府県ごとに違うのではないかという話が八王子市さんからございましたが、もう既にこちらの方で、刑事訴訟法で押収物の手続は当然ございます。

八王子さんの管轄している警視庁の一部の警察署で、その部分の手続が末端まで浸透していなかったという部分を確認しまして、改めて、そこは警視庁に既に指導してございます。それによりまして、現在、八王子市さんと警視庁の間で然るべく協議が進んでいると考えてございますので、そこはこちらの方でお話があり次第対応しているということでございます。

もう一つ、先ほどございました、全国のシステムで他県の登録自転車の照会を取り扱わないところがあるのではないかとということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、既に全てデジタルデータがデータベース化されたことございまして、こちらの方でデジタルデータ化されたときに通達を発しまして、各県それぞれにおいて、押収あるいは発見した自転車について、取り扱ったところで全国の所有者照会をするようにという通達を既に発してございます。それに従って適切に対応できるように、我々からも、先ほど申しましたように、ツールなどを配って、照会あるいは回答に資する話、推進するような話を既にしてございます。

なお、もしかしたら足りなかったかもしれないので、大変恐縮なのですが、1点追加で御説明をします。警察の共通基盤データベースにつきまして、直接皆さんからアクセスできるようにすれば良いのではないかとのお声もありましたが、残念でございますけれども、警察庁の内規で、セキュリティ上の問題がございまして、直接こちらの方に登録するという事はちょっと難しいです。

先ほど申しました国民向けポータルというのは、登録している指定団体の方が、直接そのポータルを使って警察庁にアクセスできるという代物でございまして、いくつかの県では、既にそれを運用して登録を行っている<sup>2</sup>ということでございます。それを効果的に横展開していけば、自動的に指定団体と県警の間の情報交換はもっと楽になると考えてございます。

あと、ステークホルダーの話がございました。警察庁が具体的にどういうふうに議論を進めていくのか、あるいは主体的に警察がどういうふうに関わっていくのかという部分でございます。警察庁は、先ほども申し上げましたが、全自防連、関係機関ともに話をして、デジタル化の実現に向けまして、特に登録事項、各種手続、先ほどございました登録事項についてバラバラだと。例えば、県を超えて抹消する場合に、それを抹消しなければいけないという県がある、抹消しなくても良いという県があると。そこを統一しなければいけないと考えてございます。

もう一つ、正規品ではなくて二次市場で入手した際に示す資料がバラバラだと。これは、委員の方々はもしかしたらごっちゃになっているかもしれませんが、その示す資料はバラバラなところについても、こちらの方で整理して進めていきたいと思っておりますが、これは警察庁だけで決められることではございません。各指定団体の方々とも話

---

<sup>2</sup> 「登録あるいは照会も行っている」と発言していたが、発言に誤りがあったため修正

をして、共通認識を得た上で然るべく進めてまいりたいと考えてございます。よろしく  
お願いいたします。

○中室座長

田中委員、もし更問があればお願いいたします。

○田中専門委員

既に一定の取組を行っていただいていることや、前向きな御回答を頂いたことについ  
て、まず感謝を申し上げたいと思います。

その上で、重ねてのお願いにはなるのですが、今おっしゃっていただいたよう  
な各論ごとに議論の場を設けるというのではなしに、防犯登録制度全体について定期的  
に関係者の意見を聞いて課題を解消していく議論の場を是非主導的に設けていただき  
たいということをお願いしたいということが一つ。

もう一点、防犯登録ではないのですが、これまで規制改革推進会議で取り上げ  
たものの中には、警察庁から各都道府県警察に通知等を発出していただいても、何年も  
現場で適切な対応がなされず、解消しなかったという問題も実はあったと記憶しており  
ます。

警察庁には、各都道府県警察に対して、何かしらの通知等を発出するだけで終わり  
ではなく、それが実践されているかどうかを定期的を確認していただいて、それが徹底さ  
れていないようであれば、改めて対応するというのを積極的にしていただきたいと思  
います。

以上の2点についてお願いできますでしょうか。

○警察庁（佐藤室長）

警察庁でございます。ありがとうございます。

2点につきまして、個別の話ではなくて全体としての流れを踏まえて対応してもらいた  
いというのは、当然こちらの方も承知してございますので、そのようにしたいと思いま  
す。

もう一つ、何年にもわたってフォローアップできてなかったという話がありました。  
例えば、先ほど委員からもございましたが、自転車の防犯登録に結構時間が掛かってい  
るということでございます。例えば、40日掛かるとか50日掛かるというのも中にはござ  
いまして、そういうところは、我々が然るべくフォローアップしまして、一旦、既にそ  
れは通達として発出していながら、あるいは後で調査をして、登録が若干遅れていると  
か登録が進まないという県につきましては、こちらの方から個別に指導して、登録して  
くださる体制を強化する、あるいは、登録してくださる方を改めて準備して登録を進め  
るということ、もう行ってございます。そのような努力を一步一步進めながら、全体  
として、底上げを図っていければと考えてございます。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、議題1の質疑はここまでとさせていただきます。

警察庁におかれましては、議題1について、本日の議論を踏まえまして必要な検討を速やかに行っていただき、措置するようお願いいたします。

具体的には、警察庁におかれては、自転車防犯登録は自転車法や国家公安委員会規則の規定の下で指定団体により運用され、非常に多くの関係者が関与する制度であるため、具体的な措置内容を定めるに当たっては、警察庁が主導して、指定団体、小売事業者、自転車メーカー、地方自治体などの関係者から構成される場を設け、全体最適を実現するための検討をお願いいたします。

具体的に検討する内容としては、非合理的なローカルルールを解消し、防犯登録の申請、手続やその後の情報連携をデジタル化して、登録情報の円滑な活用を可能とするために必要となる登録項目などの共通仕様を定め、国家公安委員会規則等の法令の見直しや警察庁通達の発出により、全ての指定団体が共通仕様に則る運用を実現すること。あわせて、車体番号による車体特定を可能とするため、自転車メーカー等に対して判読しにくい文字を使用しないことやメーカー間での車体番号の重複が発生しないように要請し、協力を求めること。

特に、抹消・変更登録に関するローカルルールが利用者等の不利益につながっているという声があることから、申請書類や申請場所等の統一化や、都道府県をまたぐ異動時において、変更登録申請のみの対応を可能とするなど、自転車利用者の利便性を最優先とした運用を実現すること。また、二次販売の際に必要な変更手続が確実に行われるように、仲介事業者等に必要な書類発行の協力を要請すること。

自治体が放置自転車等の利用者を速やかに特定し、利用者の元に自転車に戻すことができるようにするため、全ての都道府県の防犯登録情報を一括で、かつ、デジタル上で照会する方策を定め、警察庁通達などにより各都道府県警が当該方策を実施できるように促すことをお願いいたします。

以上で議題1を終了いたします。議題1の関係者はここで御退室ください。どうもありがとうございました。

(議題1関係者退室)

○中室座長

続きまして、議題2「A I等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化について」に入りたいと思います。

人手不足が深刻化する中、デジタル技術を駆使しながら、労働力の需給調整機能強化に資するために、デジタル・A I技術を活用した採用代行サービス、例えば、スカウトメールやA I面接に関して活用が期待されています。また、デジタル・A I技術を活用した採用代行サービスに関して、公正な競争環境を整備し、活用を促進させることは非常に重要です。これに当たり、採用代行サービスの職業安定法上の位置付けが曖昧で、

解釈が明確に示されておらず、厳密に対応する事業者とそうでない事業者間で不公正な競争が起きているため、職業安定法上の位置付けを明確化してほしいとの声があります。

そのため、本日は、A I等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化について、御議論いただければと思います。

この議題に関しましては、株式会社i-plug様、株式会社Algomatic Works様、日本経済団体連合会様、厚生労働省様に御参加いただいています。

初めに、本日の議題に関する御要望をお伺いしたいと思います。

株式会社i-plug様から、10分程度で御説明をお願いいたします。

○株式会社i-plug（中野CEO）

よろしく申し上げます。株式会社i-plugの中野智哉と申します。

私たちは、A I等の技術進化と採用関連サービスの職業安定法上の整理について、10分間でお話しさせていただきたいと思います。

次のページをお願いします。

まず、会社のミッションと会社概要を御紹介させていただきます。弊社は、「つながりで、人の可能性があふれる社会をつくる」というミッションの下に会社を設立して、現在に至っております。

次のページをお願いします。

現在、14期目になります。2012年に大阪で3人で会社を設立しました。自分たちの子供が将来使うようなサービスを作りたいという思いで立ち上げまして、現在、単体では299名、グループ連結では330名の従業員規模の会社になっております。

次のページです。

今日は、メインになっていますOfferBoxについて、御紹介させていただきます。

弊社がメインで行っている事業は、いわゆるダイレクトリクルーティングサービスと言われていますが、大学生が就職活動をする時に、企業と出会うために使っているようなサービスになります。学生が自分でプロフィールを登録して、企業にプロフィールを公開します。企業もそれを見て、自社に入りたいという学生にオファーメールを送って、就職活動、採用活動をするというサービスを行っています。現在、1学年約24万人の大学生と、2万2,000社ほどの企業が利用いただいている、そういったサービスを行っています。

この事業を運営する上でいろいろな課題にぶつかっておりますので、その詳細を、弊社の法務の野田から説明させていただきます。

では、野田さん、お願いします。

○株式会社i-plug（野田チーフマネージャー）

株式会社i-plugの野田と申します。よろしく申し上げます。

本日は、お時間がない中ですので、かいつまんでお話しさせていただければと思っております。

私たちの主な要望としては、A I等のテクノロジーの発展に伴い、A Iが進化していく中でのサービス進化に対応するような、職業安定法4条1項の趣旨に沿ったガイドラインの策定を要望させていただいております。

本件の論点についてですけれども、求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工して提供を行うこと、これが指針において、職業紹介事業に該当すると言われております。

もう一点ですが、求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと、これが指針においては、誰かを紹介するとかそういうことが書かれておらず、これを行うと職業紹介事業となっていると読めます。

なので、職業安定法においては、「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」とされているのですが、本件の指針に関してはここが記載されておらず、この行為を単独でやった場合には「職業紹介」に該当してしまう可能性もあるというふうに今読めてしまっております。

論点については、今のところになります。要は、4条1項の求人・求職の申込みを受けていないにもかかわらず、口とハの行為を行うと、職業紹介事業になってしまう可能性があるというところになります。

採用関連サービスについてですけれども、現在、人手不足によって、アウトソーシング需要が非常に増加してきておりますので、A Iの進化に伴い、この辺をしっかりと対応できるような状況にしていきたいと思っております。

こちらも飛ばさせていただきます。

採用代行サービスというのはどういうものがあるかというところですが、一例として、スカウトメールの作成、配信事務、一次面接の実施、内定後の問合せ対応と書いております。本日は、スカウトメールの作成と一次面接の実施のところについて、少しお話しさせていただければと思っております。

採用代行サービスの具体的な内容ですが、今は、企業側が求職者に対してうちの会社に応募しませんかというようなオファーを起点に、実際に面接が始まっていくというものになっております。ここで、求人企業の担当者がデータベースを検索して、自社にフィットしそうな求職者にオファーを送信して行っていくという形になっております。

このオファーの部分ですが、労働者人口の減少による企業の人材獲得競争の激化のため、非常にたくさんの数を打たなければならない。かつ、求職者側もしっかりと見て判断するため、この工数が、企業側が大変だということがあって、R P O業者に委託するケースが増加しているというところになります。

オファー送信代行における論点ですが、こちらに関しては、あの人にメッセージを送ってくださいという指示を受けて、実際にオファー送信の代行業者がオファーを

送るといふことが多いです。なので、当該者の判断によって、あの人にとわれた時に、対象の求職者に対しての情報を閲覧しながらメッセージを適正に書いていく。例えば、「あなたの経歴を拝見いたしました」というところを冒頭に追加した上で、会社のメッセージを送っていくのですが、そういうものが加工とみなされるとなっております。そこは一言一句求人企業に対して確認をせず、よしなにやっていたという指示において行っているというところがあります。

ゆえに、これを先ほどの基準に照らし合わせると、当該者の判断により当該意思疎通に加工していると言われかねないところになります。ただ、この事業者さんたちは、もちろん求職者を探索しているわけではなく、一般的な業務委託として解釈しているところもあるかなと思っております。

次に行きます。

論点ですけれども、指針における「求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当しかねないということ考えています。ただし、4条1項に関しては、「求人及び求職の申込みを受け」というところで、オファーを送信する前に、特に求人や求職の申込みを受けおらず、また、求職者からの依頼についても、人を探してきてくださいというような意向ではなくて、あの人にメッセージを送ってくださいという話ですので、この依頼を受けていないものではないのかなと考えております。ゆえに、趣旨及び後述の判例や現状等も鑑みた上で、職業紹介事業の該当性について、明確に指針ないしガイドライン等に記載していただくことを要望させていただきます。

採用代行サービスのもう一つのところになるのですが、AI面接代行のお話しさせていただければと思っております。企業の担当者は一次面接の質問の設定を行って、実際の求職者が自由な時間で面接を受けられるというところが肝になっております。このサービスも、実際AIが進化していく中で、今後どんどん増えていくようなサービスになるかなと思っております。

ここに関しても、AI面接代行の論点ですけれども、求職者と求人者との間の意思疎通を、当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと、すなわち、求職者と求人者との間にAIツールが入って、面接をよしなにやってもらうというところになるのですが、この辺に関して該当する可能性があるのではないかと。

また、求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。なので、これは例えば、質問の深掘りというところも、こういうところに該当する可能性があるのではないかとと思っております。

ただ、先ほどの論点と一緒に、あの人にやってくださいというところで、求職者<sup>3</sup>の探索をしているという話ではないので、この部分も、本来の職業紹介事業の該当性というところを加味した上で、ガイドラインに記載していただくことを望みます。

いずれにせよ、仮に職業紹介となってしまった場合の話ですけれども、不合理なのところが個人情報保護法上ありますので、もし当てるといふ話なのであれば、ちゃんとこの辺を加味した上で考えていただければと思っております。

もう一つの論点ですが、募集情報等提供事業者においてもAIの進化が進んでおりまして、実際に、AIツールに関しては、意思疎通や意思決定に対して事業者が介入しているものではないと思うのですが、ユーザーのユーザビリティの関係から、例えば、自分のプロフィールからエントリーシートを作ってくれる、その案を書いてくれる、みたいなサービスが進化してきているなどと思っており、最終の意思決定はもちろん本人が行うので、これに関しては事業者が介入しているものではなく、先ほどの指針から言っても、意思疎通に介在しているものではないと思うのですが、念のため、この辺もAIを含んだQ&Aの更新をしていただければと思います。

最後は、本件における具体的な要望のまとめです。4条1項の趣旨を考えて、実際にガイドラインを策定していただきたいと思っております。これは、少なくとも本来の職業紹介事業は、誰かを紹介する若しくは求職者を探索してあつせんするというところが軸になっており、後述の判例も、その部分を書いてあるかなと思っております。また、意思疎通の介在という部分だけを引っ張り出して職業紹介に該当させてしまうというところになると、やはり不合理が出てくるかなと思っておりますので、この辺を、AIの進歩に伴い、ガイドライン等を作成していただければと思っております。

二点目ですが、職業紹介運営上の義務のところも不合理が生じることになってしまうので、この辺も加味していただければと思っております。

私からは以上になります。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、経団連さん、コメントをお願いします。

○日本経済団体連合会（平田副本部長）

経団連、平田と申します。

i-plugさんの要望を、経団連の規制改革要望ということで提出しましたので、今御説明があつたとおりと理解をしております。

1つだけ追加するとすれば、いろいろな技術が進歩してきて、いろいろなサービスが生まれてきていますので、そのイノベーションを阻害しないということ、それから、職業安定法には必要な規制もありますので、それが適切に両立することが大事だと思つて

---

<sup>3</sup> 「求人者」と発言していたが、発言に誤りがあつたため修正

おります。方法自体は、厚生労働省さんに考えていただきたいのですが、2つを両立させて、イノベーションを阻害しないという視点で検討していただければと思っております。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

この後の質疑応答でも、もし経団連さんの方でコメントとか御意見がありましたら、挙手機能で手を挙げていただけたら、こちらから指名いたします。

それでは、株式会社Algomatic Worksさんから、10分程度で御説明をお願いいたします。

○株式会社Algomatic Works（高橋COO）

私から画面を投影させていただきます。

改めまして、株式会社Algomatic Worksの高橋と申します。

本日は、AIエージェントを活用した採用業務代行の現状と課題認識として、AIスタートアップの立場から御相談させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

本日、私から申し上げる内容のサマリーはこちらでございます。人事・採用領域でAIエージェントの普及が国内外で進んでいる昨今の社会背景や、その中で私どもが感じている課題感、そして、要望事項について申し上げます。

まずは、簡単にAlgomatic Works、当社の御紹介として、取組について簡単に御説明させていただきます。

弊社は、2020年に設立した、いわゆる生成AI領域のスタートアップ企業のグループ会社でございます。AIの力で日本を元気にすべく、特に人材領域を中心にAIの開発・導入を行っております。

地上波テレビ、ウェブメディアで生成AI領域の解説等を担当させていただいているほか、AIやサービス開発に関する普及の書籍も複数出版させていただいております。また、弊社グループでは、HR以外にも「営業×AI」、「翻訳×AI」など、様々なサービス領域で展開をしております。

そんな中、今回皆様に御相談させていただきたいのが、昨今国内外で登場しているAIエージェントを活用した採用代行、RPOの位置付けでございます。これがどういうものかは、釈迦に説法ではございますが、なぜ普及しているかの社会背景について、まず申し上げます。

まず、生成AIは、これまでに登場してきた技術と比べて、普及の速度が圧倒的に速いという特徴がございます。携帯電話でも1億人に普及するまでは16年、インターネットでも7年掛かったと言われておりますが、ChatGPTは、僅か2か月で全世界のうち1億人に普及したと言われております。

そんな中、人事・採用の領域も例外ではございません。国内外で生成A Iの活用が進んでおりますが、例えば、A Iが面接するとか、書類選考、面接の補助、日程調整、スカウト、そういったものが既に国内外で一定普及しております。

特に、日本国内の普及の追い風になっているのは、人材不足、労働人口減少だと考えております。各企業は、人手不足、採用難に悩まれているのかなと思っておりますが、人事の皆様を対象にした調査では、最も負荷が高い業務は何かと聞かれた時に、採用業務であると。そういった定量的な調査結果も出ております。

そんな中、人材領域でのA I普及には、技術面でのブレークスルーも関係しているかなと考えております。これまで、人事・採用領域では、業務経歴書のような複雑な文章や、面接時の音声・動画・大量のルールブックといった、A Iでは処理が難しいデータが、他の分野に比べて数多く存在していたという経緯があるかなと思うのですが、こういった人事・採用領域特有の課題を解決したのが生成A Iです。

少し技術的な角度で申し上げますと、これまではいわゆるエクセルに入っているような、きれいに表になった構造化データのみA Iが取り扱えたのですが、皆さんも使われているChatGPTをはじめとした生成A Iは、複雑な文章、PDF、画像、動画、音声といったきれいに整理されていないデータもA Iに渡すとお仕事を進めてくれるかなと思っております。これが、人事・採用領域がA Iの恩恵を受けている、特に大きな一つの理由と考えております。

こうした、人事の皆様からのA Iエージェントを業務で使いたいという御要望を基に、弊社では、リクルタA Iという採用企業の書類選考やスカウトをサポートするサービスを提供しております。

今回、例として、スカウトを行うA Iエージェントについて御説明できればと思っております。どのようなものかという、こういう人材を採用したいですとA Iエージェントに伝えると、A Iがこの方だったら当社にマッチするのではないかとというスクリーニング、リサーチを行ってくれて、その方に向けたスカウトの文章を作成した後に、そういった方が今、御転職をされているようなタイミングでスカウトをお送りすることで、企業とマッチした人材を良いタイミングで引合せをするということを御支援させていただいているようなA Iエージェントのサービスになっております。

私自身も、こういったスカウト業務を過去担当しておりまして、毎日、何十、何百のスカウトを採用するために行う必要があって、非常に高い負荷が掛かっていたり、この業務を採用代行企業様に御依頼するにも、多額の費用が掛かっていたと思っております。労働人口減少や採用難の時代、こういったA Iエージェントの活用は、有効な手段の一つではないかと、元採用担当としても感じているところでございます。

こういったサービスを提供する際に、弊社も提供事業者として悩みを感じるポイントもございまして、こちらのセクションでは、皆様に私どもが感じている課題感について御相談させていただければと思っております。

今回のワーキング・グループは、2つの論点があるものと認識しておりまして、一つ目が、そもそも採用代行は有料職業紹介に該当するのか、二つ目が、A Iを活用した採用代行は有料職業紹介に該当するのかといったポイントでございますが、私どものこちらの資料では、特に二つ目の論点、A Iエージェントを活用した採用代行と有料職業紹介の関連性について御相談できればと思います。

まず、私どものようないわゆるA I開発企業が採用領域でのA Iエージェントを推進する際の課題として、特に2つの課題感が存在すると考えております。一つ目が「職業紹介」の該当性です。A Iによる採用代行と言っても、A Iは幅広くいろいろな業務をできますので、どの業務が職業紹介で、どの業務が職業紹介ではないのかという線引きが、まだ明確ではない理解でございます。弊社では、なるべく安全サイドに倒すため、職業紹介の許可を取得いたしました。当然、許可のないベンダーも混在しております。

少し詳細を見ていきますと、例えば、一口に採用といっても、求人募集をする業務、書類の選考をする業務・応募者への連絡の業務、実際にお会いして面接する、それから内定を出した後のフォローなど、非常に幅広い業務が採用業務にはあるかなと考えております。

私どものようなA I開発会社が判断に迷う例を書かせていただいたのですが、例えば、A Iによる求人票や、スカウトメールの作成・配信は「意思疎通の加工」に当たるのか、面接代行時に求職者へA Iが質問することは「意思疎通の加工」なのか、問合せ対応は該当するのか、そういったものでございます。また、採用企業がA Iエージェントを使うときに、自社で作ったA Iを用いる場合と、弊社のような他社が提供するA Iを活用した際に該当性が異なってくるのか、ここも弊社としては、非常に判断に迷うポイントでございます。

こういった関連する法令指針は非常に幅広く感じておりまして、私どものようなA Iベンダーが適用範囲を判断する上で、「あっせん」や「意思疎通の加工」に自社サービスが該当しているのかどうかというのは判断し切れず、法令をなるべく遵守したいと考えておりますので、必須かは判断し切れないが、有料職業紹介の免許を取得しておこうという判断を、弊社では行った形になります。

しかし、周囲のA I提供会社を見渡すと、職業紹介の許可の必要性の有無をそもそも認識していないというケースもございまして、ゆえに許可を取っている、取っていない事業者が交ざっているというのが現状かなと考えております。

二つ目の課題が、A I企業にとっての職業紹介の取得ハードルでございます。現状、対面の求職者の対応を念頭に置いた規定と理解しておりますが、一部、私どものようなA Iベンチャー企業にとっては、ハードルが高く感じるところもございました。

例えば、資産要件は、資産から負債を控除した額が事業所数×500万円以上であることや、A I企業に多いスタートアップは借入れでの資金調達を行っている場合もございまして、その場合、資産要件を満たしづらいケースもあるかなと思っております。また、

弊社のようなベンチャー企業は雑居ビルに入っていることも多くございますが、事業所要件で広さ、立地に制約があり、実際に用意した個室を利用しないというケースもあるかなとは存じます。

弊社が実際に許可を取得するまで、資本政策、場所の準備、責任者の設置、各種書類申請で概ね6か月程度要した後に初めてA Iの提供を開始したのですが、弊社の場合、この6か月はサービスを提供せず、作るだけのような形になっていたということもございます。

こういった背景から、弊社から2点ほど、要望事項として御相談できればなと存じます。一つは、有料職業紹介の該当性の明確化でございます。A Iを活用した採用業務代行は職業安定法の趣旨に沿うのか、該当性のガイドライン策定を是非御要望させていただければと存じます。

もう一つが、A I企業を念頭に置いた要件の緩和です。A Iによる作業支援が職業紹介に該当する場合には、対面での求職者面談を伴わないことを念頭に、各種要件の緩和を可能であれば検討いただければなと考えている次第でございます。

こちらは、本日のまとめでございます。A Iによって進歩する採用サービスの活用促進で、私どもも労働人口減少の課題を解決できればと思っておりますので、是非御検討いただければ幸いです。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、厚生労働省さんから、事前に御提出いただいた資料を基に、10分程度で説明をお願いいたします。時間が押している関係で、時間厳守でお願いできましたら幸いです。

○厚生労働省

厚生労働省でございます。

本日は説明の機会を頂きましてありがとうございます。

早速ですが、資料の2ページをご覧ください。初めに、雇用仲介事業における概観について御説明いたします。

職業安定法では、雇用仲介を通じた中間搾取とか強制労働といった弊害を除去することも含めまして、各種業態に応じて、適正な運営の確保等に必要な規制を設けているということになっております。その対象にはハローワークも含まれているところでございますけれども、上から順に、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、委託募集というふうに並んでおります。一般に職業紹介会社と呼ばれるものは職業紹介事業者に、求人メディアと呼ばれるものは募集情報等提供事業者に該当いたしております。

職業紹介事業を行うに当たっては、許可制、募集情報等提供事業者については、求職者の方の個人情報を取り扱う場合は届出制になっております。また、職業紹介事業の中には有料で行われるもの、無料で行われているものが分かれておりますが、いずれも基

本的には許可制になっております。

次のページをご覧ください。職業紹介事業について御説明いたします。

職業紹介は、職業安定法4条第1項に「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定義されております。これを業として行う場合には許可が必要であり、また、各種の規定が設けられているところでございます。

例えば、求職者からの手数料徴収は禁止されております。他にも、労働条件の明示とか、求人等の情報についての的確な表示が定められております。このほか、個人情報の取扱い、苦情処理についても規定がございます。こうした法令に違反することがあった場合には、指導・助言に加え、改善命令等の行政処分の対象となっております。

次のページになります。ここでは、有料職業紹介事業の主な許可基準を取り上げております。

許可に当たりましては、法律31条1項各号において許可基準が定められております。具体的な許可基準のうち、例えば、財産的基礎として、資産の総額から負債の総額を控除した額が、500万円に事業所数を乗じた額以上であること。また、事業資金として、現金・預金額が150万円に、事業所数－1に60万円を乗じた額を加えた額以上であること。そういった要件が定められております。これにつきましては、事業者の方が、開始時点において一定の財産を有し、安定した事業運営を行うことにより、求職者の方等の不利益の発生を防止することを目的とした要件になっております。

また、事業所要件につきましても、職業紹介事業の適正な運営の確保を、目的として求められております。特に、「②の（イ）」でございますが、求職者の方のプライバシーの観点から、パーティション等で区切られた相談ブースを設けることを求めています。

従前、許可基準として求めておりました、事業所の面積を概ね20㎡以上とするという要件につきましては、規制改革推進会議における御意見も踏まえながら、平成29年に労働政策審議会において御議論いただきまして、専らインターネットを利用することなどにより対面を伴わない職業紹介が行われる場合には、事業所の構造に関する要件を求めないということで、事実上、撤廃をされているところでございます。

次のページになります。

今回の御要望の1つは、採用代行サービスの職業安定法における整理の明確化というふうに承知いたしておりますが、採用代行サービスにつきまして、法律上の定義はございません。そのため、実際に提供されているサービスを個別に確認し、実態に基づいて職業安定法に定める各種事業への該当性を判断することになっております。職業紹介事業に該当し得るかどうかの基準につきまして、法に基づく指針の中でお示しをしているということになっております。

具体的には、指針に記載があるところですが、宣伝広告の内容、あるいは求人者・求

職者との間の契約内容等の実態から判断する必要があるとした上で、例示としてイ、ロ、ハに記載のとおり基準が挙げられているということでございます。

そして、下線部でございますけれども、「当該者の判断」につきましては、電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかに関わらないということになっておりまして、人が行うのか、AIが行うかによって判断が異なるものではないということになっております。こちらの区分につきましては、令和4年当時、労働政策審議会で御議論いただき、明確化を図るという方向で改正がなされたものでございます。

加えまして、より具体的なケースにつきましては、令和4年の職業安定法改正のQ&Aに加えて、リーフレットとかホームページを活用しながら周知を行っております。また、許可や届出についてお問い合わせいただいた際には、事業の内容などについて詳細にお伺いさせていただいた上で、職業紹介に該当するかどうか、個別に判断をし、該当する場合には、許可が必要になりますという旨の御案内を差し上げているということでございます。

次のページになります。

雇用仲介事業におけるAIの活用につきましては、当省におきまして令和4年に調査を行っております。調査の概要につきましては、ページの下段になりますけれども、テクノロジーの活用状況といたしましては、マッチング、レコメンド、選考で効果を得ている事業者は相対的に少ないものの、今後強化したい点として挙げられていたということ。また、職業紹介事業者におかれましては、マッチングの部分は担当者の判断が中心となっている一方で、募集情報等提供事業者におかれましては、比較的自社のアルゴリズムの活用が進んでいるという結果が見てとれたということでございます。

最後のページになりますが、御要望に対する私どもの考えを記載しております。御要望は、大きく2つあるかと承知をしております。

一つ目の御要望につきましては、デジタル技術が発展していく中で、AIを活用した新たな採用代行サービスや採用支援ツールの職業安定法上の位置付けが曖昧なため、指針を厳密に適用される事業者、そうではない事業者との間で不公正な競争が起きている状況にあるということで、指針の職業紹介との区分に関する基準について、ガイドライン等で明確化すべきというものと承知いたしております。

こちらにつきましては、これまでも職業紹介との区分につきまして指針において記載されておりまして、先ほど申し上げましたQ&Aだけではなく、厚生労働省のホームページ等で、職業紹介に該当するかどうか、区分の具体例について周知を図ってまいりました。

例えば、求人者に代わって採用候補者の選定とか、求人者の判断によらず選考に関するメールの返信等を行っていらっしゃる場合につきましては職業紹介に該当するというような例とか、求職者と求人者との間に入って面接の日程調整を行う場合、あるいはメッセージ機能などによって求職者と求人者が直接連絡することができるような仕組

みを設けられている場合に、特定の求職者が優先的に面接や連絡を受けられるようにするなど、当該者の判断によって意思疎通の到達に先後を付けるなどの差配をされる場合には、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当するというような例をお示ししております。

その上で、本日御要望のございました採用代行サービスに係る例示は、これまでの他の事例などと比べますと、まだ少ないという状況にございますので、例示について実態をよく確認させていただきながら、追記あるいは更なる明確化を行うことについて、検討していきたいと考えております。

二つ目の御要望につきましては、専らA Iを活用した採用代行サービスが職業紹介事業に該当するとした場合に、対面で事業を行うことを想定した要件があり、A Iを活用した採用代行サービスを提供される事業者にとって、不必要な許可基準があるのではないかとこのものであったと理解しております。

先ほど御説明いたしましたとおり、対面を伴わない職業紹介を行われる場合、既に労働政策審議会で御議論いただきまして、事業所の面積を含めまして、構造に関する要件を課さないというような見直しを行っております。

その上で、A Iを利用された採用代行サービスの実態把握が、現時点では必ずしも十分ではないと認識しておりますので、こういった種類のサービスが提供されているのか、引き続き確認していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○中室座長

ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答に移りたいと思いますが、質問、御発言については、先ほどの要望者の御説明を踏まえ、論点を「A I等を活用した採用代行の職業安定法上の位置付け」と「A Iを活用した採用代行サービスを想定した職業紹介事業許可要件の課題」の2つに分けます。

それでは、まず論点の一つ目からお願いしたいと思います。

片桐委員、お願いいたします。

#### ○片桐専門委員

ありがとうございます。

私の方からは厚生労働省に伺いたいと思います。

結局のところ、御要望は端的に言えば、職業紹介とか募集情報等提供事業が規制の対象になっているところ、従来の職安法（職業安定法）だと、そういう職業紹介事業なり募集情報等提供事業をやる者がおいて、この者に対して許可なりを出すという仕組みになっていると思うのです。

ところが、A Iを使うと、者をかまさなくてもそういう事業ができ得る状況になりつつあるのだということを踏まえて、A I開発事業者が、どの程度責任を負わなくてははい

けないのでしょうかということをお尋ねになっていると思うのですが、先ほど厚労省さんの示していただいた7ページの資料だと、結局のところ、当該者が面接の日程を工夫する場合にはそれに当たるとおっしゃいますけれども、その当該者がいないのではないかという話だと思っております。

例えば、その手のAI製品を自社が使っている場合と、開発事業者が手元で運用している場合とで、許可の要件とか許可の必要性が変わってくるということなんでしょうか。仮に、そういう者がいない状態でサービスが提供できるようなシステムが組まれた時に、どこまで職安法で対応することになるのか、この辺を明確に教えていただきたいです。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、お願いいたします。

○村上（文）専門委員

村上です。ありがとうございます。

私からは厚労省さんに2点質問します。

一点目がスカウトメールについてですけれども、どんなケースだと「意思疎通の加工」に該当するのかが分かりにくいという気がします。例えば、求人企業が送信相手を選定して、メール文面も作った上で、代行業者がメールの冒頭に、例えば挨拶文を挿入するというケースは、「意思疎通の加工」に該当するのでしょうか。また、今話題になっているAIの活用ですが、求人企業が、自ら自社・他社構わずAIツールを使ってスカウトメールの送信相手を選んだり、メール文面を作ることは問題ないのかどうか。これが一点目です。

二点目が、AIによる一次面接についてです。i-plugさんからも指摘がありましたが、AIが一次面接を行うケースはこれから増えると思いますが、求人企業が想定していないような質問、例えば、深掘りなどをAIが行った場合は、「意思疎通の加工」に該当するのでしょうか。こういったケースをきちんと示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。この2点です。

経団連さんも御指摘されましたように、イノベーションを阻害しないことが大事だと思いますので、AIの普及・活用が進む社会を前提とした制度設計とか、ガイドラインの作成が望ましいと考えています。

私からは以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

では、田中専門委員、お願いいたします。

○田中専門委員

ありがとうございます。

私からも厚生労働省に2点お尋ねします。

まず、先ほど株式会社i-plugから、職業安定法4条1項の条文について、「求人及び求職の申込み」と規定されているにもかかわらず、指針では求人と求職の両方の申込みがない場合であっても職業紹介事業に該当すると読めるような記述になっているという指摘がありました。この点について、厚生労働省としてどのようにお考えか、教えていただきたいというのが一点目です。

また、条文の文言が一義的に明らかでないために、採用関連サービスを提供する事業者が、職業紹介事業に該当するかどうかの判断に迷ってしまうという事態が生じているのであれば、先ほど村上専門委員からも御指摘がありましたように、判断に迷うということは、我が国の産業のイノベーションを阻害することにもなりかねないと思います。

職業安定法4条1項の趣旨に鑑みて、求人と求職の両方の申込みがない場合についても、職業紹介事業に該当するの点としっかりと検討していただいて、その結果を指針に明記したり、ガイドラインを作成した上で、更にそれを広く一般に公開することが、イノベーションを阻害しないためには必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

杉本座長代理もお願いします。

○杉本座長代理

私からも、厚生労働省に質問させていただきたいと思います。

これまでの議論を聞く限り、厚生労働省において、AI技術の進展も踏まえて、デジタル・AI技術を活用した採用代行サービスの実情に関して、募集情報等提供事業者なども含めて、採用代行サービスにて想定される具体的な業務の内容を幅広く把握・検討した上で、事業者がある一定の判断ができるようなガイドラインとかQ&Aなどを作成することが重要であるように思うのですけれども、その点はいかがお考えなのか、お聞かせいただきたく存じます。

また、ガイドライン等を作成するというのであれば、AIの利用によって差別の助長などが発生するリスクにも対応するために、人工知能戦略本部決定の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」とか、総務省や経産省が取りまとめた「AI事業者ガイドライン」などを踏まえたり、あるいは引用する必要があると考えるのですけれども、その点についてもいかがお考えなのかをお聞かせいただきたく存じます。

最後に、厚生労働省にお願いしたいこととしまして、ガイドラインやQ&Aを作成する際、それを公表する時には、特に事業者側、すなわち利用者側の目線に立って、事業者が容易にそれらを把握できるように、周知方法とか掲載する場所に関して検討の上、是非とも御対応いただければと存じます。

以上です。

○中室座長

ありがとうございます。

では、4人の委員の先生からの御質問について、厚生労働省さん、お願いいたします。

○厚生労働省

御指摘ありがとうございます。

初めに、AIの開発が自社であるのか、他社であるのかというような御指摘を頂きました。片桐委員からの御指摘であったと思います。採用される会社が社内で開発されたAIを用いる場合、それが自社の採用のために用いられるということであれば、職業紹介には該当しないと考えております。一方で、他社が提供されるAIを活用される場合には、そのサービスの提供者、提供される方が職業紹介事業者該当するかどうかということについては、サービスの実態を見て判断する必要が出てくることになってまいりますので、私どもも、よくその実態について見させていただきたいと考えております。

村上専門委員から、スカウトメッセージなどでの挨拶文については、「意思疎通の加工」に該当するかどうかという御指摘を頂いたかと思っております。そちらにつきましては、今の指針の「意思疎通の加工」に該当するかどうかというところに照らしますと、挨拶の中身が、例えば、求職者の登録されている履歴書等の個人情報に基づいて、そのスカウトに応じて応募を促すような内容のメッセージを個別に準備されているかどうかというところが論点になってくるかと思っております。

もう一つ、面接の際の深掘りが同じく「意思疎通の加工」に該当するかどうかというところでございます。そちらにつきましても、求職者の方の回答とか履歴書等の情報に基づいて質問を独自に作成し、求職者とやり取りしているかどうかというところで判断が変わってくるところになってくるかと思っております。

それから、田中委員から、求人・求職の申込みとの関係について、御指摘頂いたかと思っております。先ほど御説明しましたとおり、法律に基づく職業紹介の定義の中では、「求人及び求職者の申込みを受けて、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」となっております。指針に基づいて職業紹介の該当性を判断する場合におきましても、求人の申込み、あるいは求職者の申込みとすることができるものがあるかどうか、そういったことも踏まえて判断を行っております。

本日御紹介いただいた判例の中でも触れられておりますけれども、求人の申込み、あるいは求職者の申込みの受理は、あっせんに先立ってなされなければならないものではなく、求職者の方が紹介者の勧奨に応じたことをもって、求職の申込みがなされたと認定をすることもございます。その上で、本日、様々御指摘いただきましたので、より事業者の方が判断できるように、実態を確認した上で、必要な追記、明確化についてはよく検討していきたいと考えております。

最後に、杉本座長代理から、ガイドラインの作成に当たっては、事業者目線でという

ことで御指摘いただいております。繰り返しになりますけれども、私どもは本日指摘いただいたことも踏まえて、これからの実態をよく確認した上で、明確化あるいは追記などについて、きっちり検討していきたいと考えております。その際、一つは本日 AI 関連の指針について御指摘いただいております。そうしたことも、私どもはよく勉強して踏まえていきたいと考えております。

また、事業者目線で分かりやすいようにという御指摘も頂いております。掲載の場所・方法なども含めて、事業者の皆様を知っていただけるように、周知の仕方についてもよく考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○中室座長

ありがとうございます。

更問がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

片桐先生、お願いいたします。

○片桐専門委員

時間がないのでコメントです。

要するに、現在よく分からないものもあるので、それは個別に検討しながら当てはまるかどうかを判断するというお答えだったと思うのですが、そのこと自体が、AI を開発している事業者さんから見ると、気になる人は、許可の申請が必要ですかと問合せをされるでしょうけれども、気にならない者はそのままやってしまうということの問題視されているわけですね。それが競争上の不公正につながっているし、今度、それが後になってやはり許可が要りますということになると、開発も上手くできないということをおっしゃっているわけです。この辺に関する課題とか、この辺をどういうふうに克服しようと考えているかということについて、もう少しだけ問題意識を持っていただきたいと思います。

以上です。

○中室座長

村上専門委員、お願いいたします。

○村上（文）専門委員

私からもコメントです。

今の回答を聞いていますと、AI に対する理解がまだ全然足りていないし、AI の進化速度に追いつけていないのが、すごく気になりました。今日 2 社からあった提案はしっかり読み込んで、場合によってはヒアリングをして、2 社がどう思っているのかについては、すぐに答えを出すようにお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○中室座長

先ほど、厚労省さんの方から、ガイドラインの追記とか見直しについては検討します

という感じだったのですけれども、それはどれぐらいの期間をイメージしておられるのですか。我々の最終答申に内容として盛り込めるぐらいのスピード感でやっていただけるということでよろしいのでしょうか。永遠の検討中みたいになると良くないなと思いましたが、タイムラインだけお教えいただきたいと思えます。

○厚生労働省

御指摘ありがとうございます。

A I について知識が不足しているのではないかというところについては耳の痛いところでありまして、私どもも、よく勉強していきたいと考えております。

先ほど、A I につきまして、令和4年当時に調査を実施したと御説明いたしましたが、私どもは足下の状況についてしっかり理解をしていかないといけないということで、改めて来年度新しい実態調査を行って、その上でより明確化を図っていきたいと考えているところがございます。

○中室座長

来年度に調査をやって、その後、ガイドライン等の見直しをやってみたいなことになりますと、ここから2年ぐらい掛かるというタイムラインですか。

○厚生労働省

しっかり調査をするという上では、やはり予算も伴いますので、来年度の調査になっていきますけれども、それ以前にも把握できるもの、ヒアリングなどができるものがあれば、それはそれで考えていきたいと考えております。

○中室座長

分かりました。私自身が言いたいことについては取りまとめのところで申し上げることとして、時間もありませんので、論点の二つ目に移りたいと思えます。A I 等を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化について、委員の方から質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

住田委員、お願いいたします。

○住田専門委員

ありがとうございます。

今回、話の中で、オファー送信代行とかスカウトメールをお送りする時に、それが職業紹介事業に該当すると仮になった場合、職業紹介事業者の義務として、職業安定法及び職業安定法施行規則の中で定められている求職管理簿とか離職者調査などにおいて、求職者の個人情報などを記載しなければならないとなっていると思うのですがけれども、実際の業務を鑑みた場合に、限定的な個人情報の取得や個人情報の利用の同意を取り付けることが現実的に困難であったり、個人情報の記載が難しいなど、いろいろ問題が生じるのではないかなと考えています。その点に関して、今後、どのような対応を考えられているのかということをお伺いしたいと思います。厚生労働省に対しての御質問です。よろしくお願いいたします。

○中室座長

ありがとうございます。

落合委員、お願いいたします。

○落合委員

ありがとうございます。

私の方も、できるだけ端的にはと思いますが、前段の論点で議論されていた点は、適用がある範囲というのは、常にこういったA Iの場面で問題になることでもありますし、厚労省側の方でありますけれども、プログラム医療機器などの方ではガイダンスと事例集を整備するなどして、適用範囲をかなり明確化していただいていますので、是非そういった事例も参考にして、できる限り早期に積み上げていただけるようにしていただきたいと思っています。

その上で、私の御質問としましては、今回、職業紹介に該当することになった場合に、様々な種類のA I関連のサービスが提供されておりますが、対面での求職者の面談などは必ずしも行われていないといったこともありますし、専らシステムのみを提供をされているところもあろうかと思っております。

こういった中で、いくつか事業者の方から御提案があった中で、事業所要件については、御説明いただいていた中で、従前、専らインターネットで行うものについては、事実上、その要件がかなり削除されているという御説明がありましたので、A Iについても同様に考えられるということが良いのかということと、財産要件についても、御説明の中で出てきていた部分がございますが、元々財産要件がなぜ必要だったのか。つまり、必ずしも対面で何かあっせんをしたりというわけではなく、一定の誘導行為を行っているだけのA Iサービスで、仮に、この定義に当たるようなものがあった場合に、すべからず財産要件とか人的配置要件が対面の場合と同様に必要になるのかどうかというのは、実際、必要性が疑わしいところがあると思います。これは、合理的なリスクに対して合理的な規制をとということで、緩和というよりか、元々想定していた場面よりも限定された行為しかしていないので、それに合った規制を整備することになるかと思っておりますので、こういった観点で、元々の財産要件とか人的配置要件の趣旨を教えてくださいなと思いました。

以上でございます。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、両委員の質問について、厚生労働省さんからお願いいたします。

○厚生労働省

ありがとうございます。

まず、住田専門委員から、求職者の個人情報の取扱いについて御指摘いただいております。

本日、御紹介いただいたような例が職業紹介に該当する場合には、求職者・求人者の管理簿というものを作ってくださいが必要です。例えば、本日の御指摘にあったような例の場合には、求職者の方がメッセージへのオファーに応じ、求人者の方に連絡された時点で、求職者の方の個人情報が求人者に提供される、求人企業が個人情報を把握することになってまいります。その段階で、求職者の応募あるいは採用状況について求人者から情報提供を受けるということで、法律に基づく求人者・求職者管理簿の作成などを行っていただくことが考えられるかと思っております。

落合委員から、AIについても事業所の構造要件が解除されているのかどうかという御指摘を頂きましたが、AIにつきましても、同じように対面を伴わない職業紹介をされる場合には、事業所の構造要件については問われないことになっております。

財産要件につきましても、一般に、職業紹介におきまして雇用関係が成立するまでには一定期間を要する中で、サービスを利用されている求職者の方が、突然、職業紹介事業のサービスを停止されることがないように、安定した事業運営が一定期間なされるようにということによって設けている要件でございます。

説明については以上でございます。

○中室座長

ありがとうございます。

落合先生、更問はありますか。

○落合委員

ありがとうございます。

御説明いただきました事業所要件については、よく分かりました。

財産要件の関係では、時間が掛かっている間に全く動けなくなるということが、途中で紹介業務が終わってしまうということで、問題になるということだと思いました。他方で、もしかすると紹介のところを完結し切るという話ではないような場合も、AIの場合ですと、オンラインのサービスですと、お互いにつないでしまっただけで、もうそれで終わってしまうような場合であれば、継続性ということが長期的に問題になりにくいような場合もあるでしょうし、そういったところでどういった人を配置しておく必要があるのかということも、結局、実際に人がつなぐわけではなくて、システムが行っているだけということになると思いますので、そういった時に、人に関する要件の求め方も、例えば、講習とかそういうのもどうするのかというのは、先ほど申し上げたプログラム医療機器でも、過去に論点になったこともございますので、そういったところは、是非、今後考えていただければと思いました。

以上です。

○住田専門委員

私も簡単に。

個人情報についての考え方は、基本的に今のことで変わらないと言っていたか

など思っておりますが、実際に、今回お話しいただいたような事業者に要件をしっかりと確認していただいて、業務が限定的というところもありますので、どこまで本当に求めなければいけないかというところを、もう少し検討いただけると良いのかなと思っております。

○中室座長

ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、ここで議論2の質疑は終了させていただきたいと思っております。

厚生労働者におかれましては、本日の議論を踏まえまして、必要な検討を速やかに行っていたいただき、措置するようお願いしたいと思います。

具体的には、現行の「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」について、職業安定法4条1項の趣旨に鑑み、求人申込み及び求職申込みの両方を受けていない業務に関しての職業紹介事業の該当性について検討し、該当性の有無について指針に明記又はガイドライン等を作成すること。

加えて、A I技術の進展も踏まえ、A I技術を活用した採用代行サービスの実情に関して、事業者の声も踏まえ、募集情報等提供事業など、採用代行サービスにて想定される具体的な業務の内容を把握・検討した上で、事業者がある一定の判断ができるようなガイドラインやQ & A等を作成すること。

ガイドライン等の作成に当たっては、人工知能戦略本部決定の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」や、総務省、経産省が取りまとめた「A I事業者ガイドライン」などを踏まえること。また、ガイドラインやQ & A等を作成し公表する際には、事業者の目線に立って、事業者が容易に把握できるよう、周知方法や掲載箇所については検討の上、対応すること。

最後に、仮に職業紹介事業に該当するような業務がある場合には、当該業務の性質から鑑みて、不必要な内容がないか改めて検討し、とりわけ個人情報保護法との関連性において不合理とならないよう留意し、その他事業者に対して過大な項目がないかを含めて、職業紹介事業の許可要件、運営上の業務を検討し見直すこと。なお、検討される際には、A Iツールの提供事業者も想定し、検討を行うことというのをお願いしたいと思います。

最後に私からのお願いですけれども、これは永遠の検討中になるとさすがに困りますし、現下のA I技術の発展の速さを鑑みますと、今の検討状況のペースだと、明らかに事業者の足を引っ張ることになりかねないということが強く懸念されます。

ですので、今回の中間答申に何かを出してきてくれというのはさすがに難しいと思っておりますが、最終答申までには、一定進捗について御報告を頂きたいと思っております。本

件については、引き続きフォローアップもしていきたいと思いますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日のワーキング・グループを終了したいと存じます。関係者の方はこちらで退室してください。

ユーチューブの配信は止めてください。